

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第2号）

令和6年（2024年）10月4日（金曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名（欠は欠席者）

委員長	村松叶啓	副委員長	たけのうち有美
委員	三上洋右	欠委員	勝木勇人
委員	五十嵐徳美	委員	長内直也
委員	佐々木みつこ	委員	こじまゆみ
委員	中川賢一	委員	村山拓司
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	しのだ江里子
委員	林清治	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	おんむら健太郎
委員	定森光	委員	國安政典
委員	前川隆史	委員	好井七海
委員	竹内孝代	委員	熊谷誠一
委員	太田秀子	委員	池田由美
委員	吉岡弘子	委員	坂元みちたか
委員	波田大専	委員	成田祐樹
委員	米倉みな子		

開議 午後1時

●村松叶啓委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員からは欠席する旨、わたなべ委員からは好井委員と交代する旨、届出がありました。

議事に先立ち、審査方法について確認いたします。

質疑者、討論者及び答弁者は起立して発言すること、答弁を行う部長及び課長は冒頭に職及び氏名を名のってから発言すること、なお、同一委員への答弁が続く場合は最初だけでよいこととします。また、質疑及び答弁は簡潔を旨とし、前置きなどは極力省き、内容の重複等も避けながら、定められた審査日程のとおり進めることのできるよう

うご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 令和5年度札幌市各会計歳入歳出決算認定の件中関係分を議題といたします。

最初に、令和5年度札幌市一般会計歳入歳出決算中、歳入のうち一般財源、第2款 総務費 第1項 総務管理費中会計室及び財政局関係分、第3項 税務費、第9款 公債費 第1項 公債費、第10款 諸支出金 第1項 財産取得費、第2項 他会計繰出金中財政局関係分、第12款 予備費 第1項 予備費、令和5年度札幌市基金会計歳入歳出決算及び令和5年度札幌市公債会計歳入歳出決算について、一括して質疑を行います。

●山田洋聡委員 総括的に事業を確認できる財政局として、どのような基準で予算の決定を行っているのかを伺います。

そもそも公共と民間とでは役割が違うということは当然でありまして、その特徴も承知をしているところではあります。本市が実施した事業について多面的な効果検証を実施しているようには感じられません。

まちの形が大きく変わる事業から小規模なイベントに至るまで、あらゆる事業において、公共から費用対効果は全く関係ないということがあってはならないというふうに考えます。

民間企業において、同じようなことをした場合、規模や期間の長短はあったとしても、通常は倒産をしてしまうということが考えられます。

当然、公共が生産性と比例するような事業がそう多くないということは承知しているところではあります。予算執行においての緊張感が弱いと、生意気ながら、強めに申し述べさせていただきます。

また、例えば、社会保障制度のように過去の状態においてつくられた制度は、現代の人口ピラミッドにおいては機能しないと多くの方が認識しているというふうに思いますが、本市の事業においても同じように、現在の状況に合致しない事業や計画があるというふうに考えられます。

まだ全ての事業の確認ができていて、させてもらっているわけではありませんが、幅広いジャンルにおいての事業を一つ一つ確認させていただく中では、事業そのものの成り立ちや実績、現在の状況、これからの事業計画などを比べたときに、優先順位を決めて廃止する事業を検討しなければ札幌市は立ち行かなくなるのではないかと強く危惧をいたします。

当然、既にあるサービスがなくなるということは、一方で困る市民がいるかもしれないということは想像できるところではあります。全ての事業に全力投球ができるほど、今の札幌市にそんなに余裕があるというふうには思いません。

先人、先輩の皆様たちが尊厳ある生き方がしっかりできているかどうか、現役世代が過度な負担ばかりを感じているような世の中になっていない

のか、子どもたちが生まれ育った地域で住み続けたいと感じられているのかどうか、また、例えばですが、病気や障がいなど、他者の力を借りなければ生きられないような方々が負の感情にさらされる、人の世話にばかりなっているという感情にさらされることなく、皆さんとともに幸せに生きていますと堂々と言えるような、そういうふうを感じていらっしゃるかどうか、いろいろなことを考えて考えて考え抜いて、本当に必要なサービスというものを提供していくために優先順位を決めた意思決定が今後ますます必要になるというふうに考えます。

これらは、本市全体に問題提起をしていきたいというふうに考えておりますが、まず、冒頭に述べさせていただいたとおり、総括的に事業を確認できる財政局に質問をさせていただきます。

質問ですが、まず、本市ではどのような考え方に基づいて予算編成を行っているのか、伺います。

●生野財政部長 予算編成の考え方についてお答えいたします。

札幌市では、施政方針に掲げます誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街及び世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街の実現に向けまして、アクションプラン2023に基づく予算編成を行っております。

アクションプランでは、計画期間中の事業費と財源を明示した中期財政フレームを策定しておりまして、これを踏まえた当初予算の編成を行うことによりまして、アクションプランに掲げた各施策に必要な事業費を配分しております。

各局は、配分された事業費の範囲で予算要求を行いまして、財政局はその要求に基づいて予算査定を行っております。

あわせて、アクションプラン策定後の社会情勢の変化に対応するため、新たな事業への予算措置を行っているところです。

●山田洋聡委員 予算編成の考え方は改めて理解をさせていただきました。

しかしながら、このような考え方では、アクションプランに計上された事業について、昨今の物価高騰や人手不足、少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化に対応した積極的な事業の見直しや再構築が進まず、柔軟な予算編成が難しいというふうに考えます。

本市の財政を運営していく立場にある財政局として、社会情勢の変化に対応するため、市に必要な事業の優先順位を踏まえ、限りある財源を最大限有効活用する方法を検討することが重要ではないでしょうか。

そこで、質問ですが、毎年の予算編成において、事業の見直しや再構築に向けてどのような仕組みを構築しているのか、伺います。

●生野財政部長 事業の見直し、再構築を行う仕組みについてお答えいたします。

毎年の予算編成におきまして、まずは、それぞれの事業を担当する局が社会情勢に応じた見直しを行い、必要な事業の再構築を行うことが重要であると考えております。

さらに、財政局におきましても、事業見直しサイクルの確立を行うこととしておりまして、令和6年度の予算編成からは、全事業に指標を設定いたしまして、この指標の妥当性の確認を含めて進捗管理を重点的に行うことで、事業の見直し、再構築を進めているところです。

これらの見直しの取組に対しましては、各局へのインセンティブとしまして、見直した事業費に応じた予算枠を追加する制度を導入しておりまして、各局による主体的な事業の見直し、再構築を後押ししているところでございます。

●山田洋聡委員 今のご答弁の確認であります。アクションプランにおいて決まった事業しかできないということではなく、各部局の中で随時見直しをしていいということによってよろしいでしょうか。

●生野財政部長 ただいまお答えしましたとおり、財政局といたしましても、各局における主体的な事業の見直し、再構築を行うことを推進して

おります。

●山田洋聡委員 各局の皆さんとの日々のやり取りにおいて、アクションプラン事業であるということへの固執といたしまして、そういうことを少なからず感じているところでありまして、事業の見直しや再構築について、事業担当部局が自らマネジメントにより行うことができ、財政局が予算編成の仕組みとしてインセンティブ制を用いて後押しをしているということで認識を深めました。

それでは、最後に、財政局として、どのような方針で具体的な予算査定を行っているのか、伺います。

●生野財政部長 予算査定の考え方についてお答えいたします。

財政局としましては、アクションプランに計上された事業につきましては、指標の達成状況を確認するとともに、過去の実績などを勘案しながら適正な事業費に査定をしております。

また、アクションプラン策定後の社会情勢の変化に伴いまして新たに必要となりました事業につきましては、その背景や必要性、費用対効果などを踏まえ、事業としての実施の可否を含めて査定をし、必要に応じて予算案に計上しているところです。

今後、物価高騰や扶助費の増などによりまして、さらに厳しい財政運営が見込まれますことから、引き続き、事業を担当する各局との議論を重ねながら事業の必要性を検討し、不断の見直しを行うことによりまして、将来にわたって持続可能な財政運営を牽引してまいりたいというふうに考えております。

●山田洋聡委員 札幌市が主導をしなくてはいけない事業が広域連携の観点からもあることは理解しておりますが、確認させていただいた事業の中では、当初必要で取りかかったものの、その経過を追う過程において、その事業の必要性みたいなものが実はないと確認されたにもかかわらず、断行しているような事業も見受けられたというこ

とお伝えしておきたいというふうに思います。

また、以前の委員会においても、今、目の前に
お預かりしている大切なお金というふうに私は表
現させていただきましたが、国民・市民からお預
かりしている大切なお金が予算ということで、
100円だろうが、100億円だろうが、大事な財源と
してこれからも札幌市の経営に取り組んでいただ
きたいというふうに切にお願いして、質問を終わ
ります。

●松原淳二委員 私からは、税政部に市税収入
の状況及び税務事務について、また、財政部に指
定管理施設の使用料について、大きく2点伺って
いきます。

最初に、2023年度決算と今後の見通しについて
伺います。

2023年度市税決算額は3,537億7,300万円、前年
度決算から61億6,700万円の増、率にして1.8%増
となっています。

収入率は99.1%と、昨年度の99.0%から0.1ポ
イント伸ばして、過去最高となっています。

収入未済額は、平成以降で最も少なかった昨年
度をさらに200万円下回り、30億4,200万円とな
っています。

このように、市税の決算は順調のように見えま
すが、多様化する行政需要に対応していくための
様々な施策の財源となる市税の確保は、言うまで
もなく極めて重要であると考えます。

そこで、質問ですが、まず、2023年度決算にお
いて収入率が好調であった要因を伺います。

あわせて、今年度の収入見通しについて伺いま
す。

●柏原税政部長 2023年度決算におきます収入
率が好調な理由と今年度の収入の見通しについて
お答えいたします。

2023年度の収入率が好調であった要因といたし
ましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化
が進み、景気も緩やかな回復が続いていることが
影響しているものと考えておるところでございます。

また、スマートフォン決済アプリ等によります
納税手段の多様化や口座振替のインターネット受
付サービスの新たな導入など、納税者の利便性向
上に加えて、納税お知らせセンターを活用し
た徴収強化にも取り組んでおりまして、こうした
取組によりまして、収入率99.1%を実現できた
ところでございます。

次に、今年度の収入の見通しについてござい
ますけれども、2024年度の予算は定額減税の影響
で予算額として3年ぶりのマイナスとなっております。

納税環境といたしましては、内閣府が9月に発
表しました月例経済報告によりますと、景気の先
行きは、雇用・所得環境が改善する中で緩やかな
回復が続くことが期待されているものの、物価上
昇などに十分注意する必要があるものとされてい
るところでございます。

これらの状況を注視しつつ、引き続き、予算収
入率99.1%の達成に向けまして積極的に収納対策
に取り組むことで予算額を確保してまいりたいと
考えております。

●松原淳二委員 市税決算の好調の要因は、コ
ロナ禍から明けたということが大きな要因だろう
とは思いますが、各種の取組などが行われている
ということで、この各種取組に加えて、個々の職
員の頑張りといったことも好調な市税決算であっ
たところでもあります。

引き続き、貴重な自主財源である市税収入の確
保に努めていただきたいと思います。

次に、今ほどの答弁にもあった新たに導入され
た市税の口座振替インターネット受付サービスに
ついて伺います。

昨年、の決算特別委員会において、我が会派か
ら、サービスを開始したばかりの市税の口座振替
インターネット受付サービスについて伺ったところ
であります。その際に、このサービスは、市民
の利便性の向上により収入率の向上に寄与するこ
とを期待しているという答弁があったところであ
ります。

サービス開始から1年が経過をし、今年度の口座振替のインターネット受付サービスの利用率は8月末で5割を超えているとお聞きしております。

一方で、今年度の新規口座振替の申込件数については7,491件となっており、昨年度の8月末までの1万3,482件と比べると約半数と、大きく減少しているとのことであります。

そこで、質問ですが、口座振替のインターネット受付サービスの現状をどのように評価しているのか、伺います。

●**柏原税政部長** 口座振替インターネット受付サービスの評価につきましてお答えいたします。

インターネット受付サービスでは、書類の記載や押印が不要でございまして、自宅から24時間いつでも申し込むことができ、登録完了までの期間が短縮されるといった利便性を多くの方に感じていただいているものと考えております。

この結果、委員がご指摘のとおり、全申込者数のうち、インターネット受付サービスの利用率が50%を超えることにつながったものと認識しております。

一方で、口座振替の申込件数の総数は減少傾向にありますけれども、これは、銀行窓口やコンビニでの納付に加えまして、クレジットカードやスマホアプリといった多様な納付方法を、順次、導入した結果であると考えているところでございます。

今後も、多様な納付方法を納税者の皆様に提示をしていく中で、特に、口座振替は一度の手続で納期限に自動で引き落とされるといった利点もありますことから、PRを継続いたしまして、納期内納税の推進を図ってまいりたいと考えております。

●**松原淳二委員** インターネット受付サービスは押印が不要など利便性が高まって、約5割の需要ということで、利便性を感じていただいているのだらうと思います。

また、口座振替全体の減少についても、窓口、

クレジットカードで、かなりのポイントなども受領できるということで、利便性というよりはお得感があるのだらうと思います。

その中でも、少し、口座振替については、自動で引き落とされるという行政としての利便性もありますので、しっかりPRを行っていただきたいと思います。

高い収入率を維持していくため、また、市民の利便性を向上させる観点からも、今後も様々な取組、対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、税務事務の効率化について伺います。

税務部門では、2022年度の納税お知らせセンターの業務委託の範囲を拡大し、催告書の発送や電話による納税相談の受付などを委託化しており、これらに併せて職員体制の見直しを行ってきました。

滞納整理に係る人員は、2023年度で5名、2024年度には3名が減員となっており、この2年で8名が減員となっております。

委託拡大に併せた職員体制の見直しとのはありますが、大きく減員をし、限られた人員の中で今後も最大の成果を上げるよう税務事務を運営していかなければなりません。

そのためにも、今後も民間への委託化なども活用しながら、1人当たりの業務量を削減、軽減をし、職員の能力を効果的に発揮できる体制を整えていくことが望ましいと考えます。

そこで、質問ですが、さらなる税務事務の効率化についてどのように検討を進めているのか、伺います。

●**柏原税政部長** 税務事務の効率化につきましてお答えいたします。

近年の税務事務におきましては、手続のオンライン化や納税お知らせセンターへの現年課税分の催告業務の委託化などによりまして、効率的な運用となるよう努めてきたところでございます。

これらの取組に加えまして、申告書の仕分けやデータ入力などの定型的な賦課業務についても民間委託の検討を行ってりましたが、短期間の業

務や規模が小さいものにつきましては、単独での委託に見合わず、外部委託をすることが難しい状況がございました。

そこで、こうした業務を納税お知らせセンターにまとめて委託をすることで、現在の催告業務等で生じている繁閑の差を活用いたしまして、より効率的な業務委託とすることができないか検討を進めているところでございます。

今後こうした取組などを通じまして、税務事務の一層の効率化を進めてまいりたいと考えております。

●松原淳二委員 単独での委託に見合わなかった業務をまとめて委託することも検討されているということでございます。

多忙化する中、軽微なものであっても1人当たりの業務量が軽減されることによって、さらなる効率的・効果的な体制づくりに寄与していただければと思います。しかし、徴収率の向上や業務の効率化など、現場での努力が単なる減員につながるようであれば、やはり、職員のモチベーション低下にもつながりかねないと危惧をしています。

職員の能力を効果的に発揮できる体制づくりに資する取組となるよう求めて、大きな一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、2点目の指定管理施設の使用料について伺います。

初めに、使用料の見直しの方向性について伺います。

先日の我が会派の代表質問において、指定管理施設における賃金及び物件費の確保に向けた対応について質問をしたところ、人件費や物件費の上昇により指定管理施設の管理運営に必要な経費が増加している状況にある、施設で働く方々の適切な賃金や管理運営に係る光熱水費などの物件費の水準をしっかりと確保するため、指定管理費など、指定管理者の収入が確実に措置される必要があると指摘をしたところであります。

秋元市長からは、増加する賃金や光熱費等について適切に予算措置を行うという旨の答弁があり

ました。しっかりと予算措置を求めているとおきたいと思えます。

その際に、それと併せて、施設の利用者が支払う使用料の見直しについても検討する旨の言及があったところです。使用料の見直しについては、利用者である市民の関心も高いところであります。

そこで、質問ですが、使用料の見直しの方向性についてどのように考えているのか、伺います。

●生野財政部長 使用料の見直しの方向性についてお答えいたします。

使用料につきましては、おおむね4年ごとに見直しを行ってきております。直近で大きな増額改定を行ったのは平成8年度でありまして、それ以降は、指定管理者制度の導入による効率的な運営により経費を抑制できたことによりまして、使用料の大規模な改定は行ってきませんでしたが、昨今の人件費、物件費の高騰を踏まえて、現在、検討を進めているところです。

今回の見直しにおきましては、ここ数年、光熱費等の高騰や人件費の増などによりまして、市有施設の運営費が大きく増加していることが判明しております。将来にわたって安定的な施設運営を維持していくためには、運営費の増加分についてしっかりと予算措置をするとともに、利用者にご負担いただく使用料に適切に反映することが必要と考えているところです。

●松原淳二委員 将来にわたって施設を維持し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、原則として、物価上昇の影響を受けた人件費、物件費等のコストの増加分を使用料に反映するというのは重要なことだと考えます。

そのために、使用料を見直すことが伴う場合については、やはり拙速な見直しは利用者の混乱を生じさせかねない、そういったことが考えられます。見直しを実施する場合は、しっかりと周知期間を取り、利用者が安心して利用を継続できるようにすべきと考えます。

そこで、質問ですが、使用料の見直しのスケ

ジュールについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

●生野財政部長 使用料の見直しのスケジュールについてお答えいたします。

現在、見直しに向けた作業を進めているところでありまして、使用料の改定が必要となった項目につきましては、来年4月以降に料金を改定することを想定しております。

使用料の改定に向けましては、利用者などへの周知期間をしっかりと取る必要があるため、第4回定例会におきまして各施設の使用料を定める条例の改正案を提出させていただくことを想定しております。

また、例えば、半年以上前から予約を受け付けている施設などにつきましては、周知期間をより長く取る必要があると考えますことから、料金の改定時期を適切な時期に設定するなどの配慮をしまいたいと考えております。

なお、新たに使用料を設定するなど、市民への影響が大きいと考えられる施設につきましては、条例の提案や料金を徴収する時期を含めて、個別に検討を進めているところです。

●松原淳二委員 使用料の見直しはおおむね4年ごとに実施しているものの、直近の大きな増額改定は1996年、平成8年だと記憶しており、約30年ぶりとなります。見直しの検討に当たっては、やはり、適正な改正案を策定していただくとともに、急激な変化といったことは利用者である市民への影響も大きいと考えます。必要に応じては段階的な見直しといったことも含めて、市民が安心して利用できるよう配慮することも求めて、全ての質問を終わります。

●熊谷誠一委員 私からは、使用料・手数料の見直しの考え方についてお伺いさせていただきます。

まず、これまでの使用料・手数料の金額の検証についての考え方でございますが、アクションプラン2023の財政運営において受益者負担の適正化を掲げており、適正化に向けた検証が進んでいる

ことと存じます。

使用料・手数料が適正な水準となっているかについては、適宜、検証が必要でございます。

先ほどの質疑にもあったとおり、直近の大きな増額改定は平成8年度まで遡りますが、それ以降もおおむね4年ごとに検証を行ってきたとのことでございます。

ただ、施設やサービスの利用者にとって、使用料・手数料をどれくらい支払う必要があるかは重要な問題であり、適切に算定が行われる必要があると考えます。

そこでまず、一つ目の質問でございますが、これまで使用料・手数料の金額の検証はどのような考え方で行ってきたのか、お伺いいたします。

●生野財政部長 これまでの使用料・手数料の金額の検証の考え方についてお答えいたします。

使用料・手数料につきましては、委員がご指摘のとおり、アクションプラン2023における歳入歳出の改革といたしまして、受益者負担の適正化を目指し、見直すこととしているところです。

これまでは、人件費や物件費、施設整備費も含めたサービス提供のために必要となるコストとサービス利用者に支払っていただく料金のバランスを検証しております。また、国や他都市、類似施設と比較するなど、施設の性質に着目をし、適切な受益者負担率を設定することで負担の適正化に努めてきたところです。

●熊谷誠一委員 これまでの検証方法は理解しました。

現在、区民センターや体育施設などにおいては、コロナ禍により減少した利用者数が回復し切っていない施設も多いと聞いているところでございます。こういった状況で、従来のように受益者負担率の水準のみに着目した見直しを行うと、利用者1人当たりの負担が大きくなり、大幅な増額改定となってしまうと思われます。物価や人件費の増加により施設の運営に係る経費が増加しているのは間違いございませんが、市民も物価高騰の影響を非常に受けており、そのことも十分考慮

する必要があります。

そこで、質問ですが、今回の公の施設の使用料の見直しの検討に当たっては、利用者負担の増が過度なものとならないよう考慮すべきと考えますがいかがか、お伺いいたします。

●生野財政部長 今回の見直しに当たって考慮すべき点についてお答えさせていただきます。

委員がご指摘のとおり、コロナ禍によりまして減少した利用者数が回復していない施設も多くありまして、例えば、区民センターの利用者数は令和元年度と令和5年度を比較しますと、41%減少しております。

そこで、これまでの受益者負担率を維持とした場合、利用者1人当たりの負担が大きくなりまして、使用料の大幅な増額が見込まれてしまいます。そのため、今回の見直しでは、利用者数がコロナ禍前の水準に回復していない施設につきましても、原則として使用料の算定に利用者数を反映せず、人件費や物価上昇の影響を受けた経費の増加分のみを使用料に反映する考えです。

これにより、利用者負担の増加が過度なものにならないよう配慮したいと考えてございます。

●熊谷誠一委員 ご答弁では、今回の見直しに当たっては、利用者数がコロナ禍前の水準に回復していない施設においては、原則として物価上昇の影響を受けた経費の増加分のみを使用料に反映する方向であるということでした。

最後に、要望を述べさせていただきます。

さきにも述べたように、現在、市民の日常生活は物価高騰の影響を受け、厳しい状況が続いていることから、利用者負担の増額が過度なものとならないよう、ぜひとも考慮していただくことを求めさせていただきます。質問を終わります。

●池田由美委員 私からも、第4回定例会で提案予定であります受益者負担の見直しについて質問させていただきます。

これまでの質疑でも、受益者負担の見直しの背景や考え方について説明されておりました。

今回は、先ほど話もありましたが、令和

元年から令和7年の物価上昇比率、また、人事院勧告の伸び率を見て受益者負担の見直しを行っていくというお話でありました。

必要な市民サービスの使用料や手数料が上がることとなれば、暮らしに直結する可能性や市民の社会活動の抑制につながらないのか、懸念をするところです。

そこで、伺いますが、使用料は市有施設の会議室やホール、体育館などの利用にかかる費用でありますし、手数料は住民票、戸籍謄本などの発行といった費用だと思いますけれども、使用料・手数料はどのような考え方に基づいて設定されているのか、改めて伺います。

●生野財政部長 使用料・手数料の設定の考え方についてお答えいたします。

使用料・手数料につきましては、利用者1人当たりの原価を算出いたしまして、国や他都市、類似施設との均衡等を考慮しながら、サービスの性質に応じて受益者負担の水準を設定しております。

また、当初の設定後も、社会経済情勢の変化等に対応するため、コストと市民に負担していただく料金のバランスを検証するなど、適時適切な見直しを行う必要があると考えているところです。

●池田由美委員 一人一人の原価も見まして、国や他都市の類似施設の様子、サービスの均衡なども考えて、また、市民の経済状況、市民負担のバランスということも今のお話にありました。

サービスの均衡を図るという中身もございましたけれども、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023では、受益者負担の適正化として、サービスを受ける市民と受けない市民の間の公平性を目指すとしていますが、どんな基準で公平性を図ろうとしているのかが重要だというふうに私は思っているところです。

自治体の手数料や使用料は、市民の生活水準や経済状態でそれぞれの市民に違いがあっても、施設等を利用できることが保証される低廉な価格であることが望ましいという考えが手数料・

使用料を設定する場合の土台としていくべきだと考えるところです。

安易な値上げを行えば、負担できない人は使えないことにつながる懸念がありますが、行政の果たす役割として、どんな所得状況にあっても社会活動への参加を保障することが重要だと考えますが、本市の認識を伺います。

●**生野財政部長** 使用料・手数料に関する札幌市の認識についてお答えいたします。

使用料・手数料につきましては、市民生活に関わりの深いものが多く、これまでも人件費や物件費、施設整備費も含めたサービスの提供のために必要となるコストを勘案し、慎重に設定しております。

このため、将来にわたって市民サービスを安定的に供給するためには、行政の効率化や経費削減に努めることを前提としつつも、受益者負担の適正化という観点から、サービスの利用者に適切な料金を負担していただくことも必要であると考えてございます。

●**池田由美委員** 慎重な設定が重要だということも今の答弁にありましたけれども、今回は、物価高騰と労働費の引上げ、そういったところでの負担を受益者に乘せていくということなわけですが、平成22年のときにも、老人福祉センターで無料だった入浴料が200円へと有料化したことで、利用者が激減しました。これも受益者負担の見直しで起こったわけです。

また、今定例会の代表質問の中でも述べましたが、統計さっぽろを見ると、市内の有効求人倍率は、雇用期間の定めがない常用雇用の場合で0.92倍、2020年度から1.0倍を下回ったままであること、そして、勤労者世帯の実収入平均は前年度比で10万円弱上がったものの、社会保険料などの非消費支出の負担増が収入の増を上回っています。そのため、可処分所得は減り、暮らしの大変さは変わっていません。

市民の生活がコロナ禍と物価高騰の影響から立ち直っていない中で、市有施設の物価高騰分や人

件費の高騰分を市民に負担させるべきではないと申し上げて、質問を終わります。

●**波田大専委員** 私からは、空き家対策としての固定資産税の減免などについて伺いたいと思います。

総務省が今年9月25日に発表した2023年度の住宅・土地統計調査（確報）によりますと、住宅総数に占める空き家の割合、いわゆる空き家率は全国平均が13.8%であります。札幌市の空き家率は全国平均と同じ13.8%となっておりますが、2018年度の調査では11.9%となっており、この5年間で1.9ポイントも増加しております。

この空き家率の中には賃貸用や売却用の空き家も含まれており、全ての空き家がいわゆる問題のある空き家というわけではございませんが、政令市の中では、大阪市、北九州市、静岡市、岡山市、神戸市に次いで6番目に高い水準となっており、まさに空き家問題は、札幌市をはじめとする大都市においても一段と深刻化している現状にあります。

札幌市が令和元年10月に行った市民意識調査の結果によりますと、空き家所有者が空き家に関して困っていることについて、取り壊すと固定資産税が高くなると回答した方が最も多く19.4%、次いで、空き家の取壊し費用が足りないという回答した方が16.1%という結果でございました。

空き家の取壊し費用につきましては、札幌市では危険空家等除却補助制度を用意して対応しており、本制度が抱える課題やその改善策について令和6年3月18日の予算特別委員会で私から質問と要望をさせていただきました。

そして、それ以上に最も多くの空き家所有者の方が困っているのが、取り壊すと固定資産税が高くなるという問題であり、やはり、これが早い段階での除却の検討を妨げる大きな要因であるものと認識しております。

実際に空き家を解体して更地にしてしまうと、住宅用地に係る課税標準の特例が適用されなくなってしまう、土地に対する固定資産税がおおよそ

3倍から4倍になってしまうという現状があります。

こうした現状を踏まえて、国土交通省住宅局住宅総合整備課は、令和5年12月13日、各都道府県、指定都市の空き家対策担当部局に対し、事務連絡として、一定の空き家を除却した場合の固定資産税等に係る負担軽減措置について情報提供を行いました。

それによりますと、令和4年11月時点で、全国66市町村において、空き家除却後の土地を対象に、固定資産税等の減免もしくは除却により増加する固定資産税等の税額相当分の補助金の交付を行っております。

こうした負担軽減措置による効果として、地域で問題とされていた特定危険空き家の除却が進んだ、空き家が除却され、その跡地が活用されることで、長い目で見ると税収の増加にもつながっているなどの効果が上がっているとのことです。

札幌市においても、取り壊すと固定資産税が高くなるということを理由として空き家を放置している方に対して、このような負担軽減措置は、早い段階での解体の検討を促す一つの大きな動機づけになるのではと考えるところです。

そこで、質問ですが、空き家除却後の土地を対象とした固定資産税の減免などについて、空き家対策の新たな打ち手として札幌市でも検討を行うべきと考えますが、ご認識をお伺いいたします。

●**柏原税政部長** 空き家除却後の土地に対します固定資産税の減免制度の導入につきましてお答えいたします。

一部の自治体におきましては、空き家を除却した場合に固定資産税の減免措置を講じていることは認識しているところでございます。

一方で、委員がご指摘されました国土交通省の通知におきましては、税の軽減措置を講ずることは、他の更地との公平性等の観点から全国的な制度としては難しいこと、また、制度を逆手に取り、あえて空き家にしてから除却するなどといった行為も危惧されることも述べられているところ

でございます。

このように様々な課題もありますことから、他の政令市などとも情報交換を行いながら、制度の在り方について注視をしてまいりたいと考えております。

●**波田大専委員** 最後に、要望でございますが、今申し上げたような課題ばかりに目を向けるだけではなく、得られる効果についても注視をしていただきたいと思います。

市民意識調査の結果にもありましたとおり、空き家所有者が抱える困り事として最も多かったのが、取り壊すと固定資産税が高くなるということでありますから、やはり、この困り事に対して直接的にアプローチすることが空き家対策としては極めて効果的ではないかと考えます。

固定資産税の減免などに先行して取り組む自治体では、空き家が除却され、その跡地が活用されることで、長い目で見ると税収の増加にもつながっているなどの効果が上がっているとのことでありますが、これは、例えば、築年数の古い空き家の早期解体を促して、その土地に資産価値のより高い新築の家屋が建てられたとすれば、自治体に入る固定資産税収入が将来にわたって増えるという意味合いかと思えます。

具体的な例を挙げますと、住宅金融支援機構の調査では、2023年度の北海道の中古戸建ての住宅面積の平均は約128平米であります。床面積128平米の木造専用住宅において、新築と築50年の家屋でそれぞれ固定資産税などの試算をした場合、新築から3年間は新築減額の特例が適用されるものの、この特例を考慮しなければ、新築の家屋に対する固定資産税額及び都市計画税額は、築50年の家屋と比べて約4倍にもなるとのことであります。

このことから、やはり、築年数の古い空き家をそのまま放置しておくより、早期の解体を促すことで土地が有効に活用され、長い目で見ると税収の増加につながることから、札幌市でも空き家対策の新たな打ち手として、ぜひ、固定資産税の

減免などについて引き続きご検討いただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

●中川賢一委員 私から、入札契約制度の改善について質問させていただきます。

昨今の人手不足や原料、資材の高騰は様々な産業や業界において深刻な課題となっておりまして、多くの企業が非常に厳しい経営を強いられてございます。中でも、建設業は、構造的な担い手不足が長く深刻でありましたことに加え、急激な資材の高騰や働き方改革への対応などの影響も受けまして、極めて厳しい状況でございます。

こうした厳しい状況を受けまして、さきの我が会派の代表質問でも触れましたとおり、多くの業界団体、事業者などから、人件費や資材費の高騰によるコスト増への対策として、札幌市の発注工事における建設単価や最低制限価格の見直しなどの対策を急いでほしいという悲痛な声や要望が届いてございます。

札幌市としても、これまで、単価改定の早期の適用やスライド制度などの対策を講じてきてはおりますけれども、これらが産業を取り巻く環境変化の速さ、著しさに追いついていないということは、ここ数年の入札不調の増加などからも明らかでありまして、市当局でもそのようなご認識をお持ちなのではないかというふうに推察いたします。

さきの代表質問における札幌市独自の入札契約制度の改善についての考え方、取組に関する質問に対しましては、建設業のコスト構造の変化をきめ細かく見ていく必要があると考えており、市としてどのような独自の対策が可能か、建設業界の声を聞きながらしっかり対応してまいるとの答弁がございました。

このことは、市としても現状の厳しさにご理解をいただいているのだというふうに前向きに受け止めさせていただきますけれども、事態はのんびりと対応を検討してられるような悠長な状況ではございません。一刻も早い手だてが必要であります。

そこでまず、さきの答弁を受けまして、急ぎ、どのようなことから取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

●北川管財部長 今後の取組につきましてお答えいたします。

入札契約制度の改善に向けましては、去る8月に札幌建設業協会の実務者によるワーキングに参加をいたしまして、企業経営に影響を与える現状の課題について意見を伺ったところでございます。

主な課題といたしましては、設計単価と実勢価格との間に乖離がある場合が多いといった傾向にあり、最低制限価格や調査基準価格と同額で入札する場合には適正な利益を確保できないという声をいただいたところでございます。

また、外国人を含む人材の確保や若手の育成に係る経費のほか、働き方改革に伴う現場サポートのためのバックオフィスやデジタル機器の充実、働く環境の整備などの費用が増嵩しているという意見や、時間外規制の中、下請業者の見積りを精査するためにも、余裕のある見積り期間の設定を望むといった意見もあったところでございます。

こうした声を踏まえまして、特にここ数年で新たにコスト増となった項目を中心に、できるだけ実効性のある取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

●中川賢一委員 既に8月に協会の実務者の皆様といろいろと意見交換をされているということでございまして、業界の窮状も一定程度把握されているというようにお話でございました。

建設業の経営の悪化というのは、当然、地域の経済、雇用に極めて深刻なダメージとなることは言うまでもございませぬし、本市にとりましても、必要な事業の遅れを招き、さらには札幌市民の冬期間の生活を支えている除排雪なども滞ってしまいかねない極めて深刻な事態を招きます。

そのようなことにもならないよう早めに手を打ち、予防的に対策を講じていくことが肝要でございますので、せっかく、もう既に実務者レベルの

意見を聞いているのであれば、それに対応した迅速な対応を取られることを強く求めていると思います。

今ほどのご答弁では、建設業者など、実務者レベルのお話の中では、ここ数年で人材の確保や育成の働き方改革に伴う現場サポートのためのコスト、労働環境の整備などといった新しいコストが発生しているというようなことでございます。

このようなことも全部、既に認識を持っていたというところでございますので、現状は大変心強いなというふうに受け止めます。

そうであるならば、このようなコスト構造の変化への対応を図っていくために、新たに生じている費用を踏まえた最低制限価格の見直しなど、入札契約制度の改善を即時に行っていく必要があると考えますが、この点のご認識と今後の対応について伺いたいと思います。

●北川管財部長 即時に改善する必要性といった認識と今後の対応についてお答えいたします。

最低制限価格をはじめといたします入札契約制度の改善に当たりましては、できるだけ早期に制度への反映について検討していく必要があると認識してございます。前回の8月に引き続き、年内にも次回の実務者ワーキングがありますので、新たなコストの増加がどの程度の割合で企業負担に影響を与えているか、引き続きヒアリングを行い、これを踏まえて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

●中川賢一委員 できるだけ早く対応していくということで、年内にもまた実務者のヒアリングを重ねていくというようなことでございました。

これからも情報収集を重ねていくということでございますので、それらを踏まえて、それに対応できる対策というものを速やかに実施していただきたいと思います。

世の中の動きというのは、役所の事情や検討スピードに合わせてくれるわけではございません。変化が著しいときには、役所のほうが世の中の動きにある程度合わせていかなくてはならないこと

もございます。

そういう意味では、これから作業をいろいろ慎重に積み上げていくということでありましょうけれども、やはり、それが整ってからやるというだけではなくて、ある程度期限を決めて、それに合わせて必要な作業をしていくというような逆算的な対応も必要となってくると思います。

行革をやっておられた北川部長でございまして、役所の意思決定に関してはいろいろと課題意識もお持ちだと思います。でき得れば、年内に一定の方向性を決めて、年度内には具体的な対応が取れるよう作業を急いでいただきたいということ強く改めて申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

●ふじわら広昭委員 私は、7項目質問いたします。

1項目めは、舗装工種の等級区分の見直しについて、2項目めは、請負工事契約における設計変更ガイドラインの取扱いについて、3項目めは、余裕期間制度、いわゆるフレックス工期の本格実施について、4項目めは、市況連動型失格判断基準の試行中止について、5項目めは、最低制限価格の引上げについて、6項目めは、役務3業種の社会保険料の納入証明書について、7項目めは、下水道工事管更生の入札改善についてです。

初めは、1項目めの舗装工種の等級区分の見直しについてです。

最初の質問は、舗装工種の等級境界点引上げの検討状況についてです。

私は、これまでの議会において、札幌市の発注する公共工事に関し、品確法の基本理念に基づいて、公共工事の品質確保や担い手の育成、確保などの観点から、様々な質問や指摘、要望をしてきました。その中でも、舗装工事の品質確保は重要と考えており、競争入札参加資格の登録に関して、舗装工種のA・B等級の境界点を引き上げるべきであると2020年から繰り返し求めてきました。

2021年の予算特別委員会で取り上げた際には、

国や北海道、他都市における等級区分や入札状況などの調査を進めており、発注部局と連携を図りながら、2023年度、2024年度の定時登録に向けて検討するとの回答がありました。

また、2022年の決算特別委員会で取り上げた際には、等級区分の見直しに消極的な回答であったため、早い時期に等級区分を適正に見直す検討を強く求めてきたところであります。

これまでも指摘してきましたが、北海道開発局や北海道においては、等級区分やその境界点の見直しが図られてきており、他の政令市においても、業者の登録状況に応じて臨機応変に見直しが図られております。

しかし、札幌市においては、長年にわたり等級区分の見直しを放置し続けている状況であるにもかかわらず、前回登録時にも見直しが先送りされております。

そこで、質問ですが、これまで議会で指摘してきた舗装工種A・B等級境界点の引上げについて、発注部局とどのような検討が行われてきたのか、また、なぜいまだに見直しが行われないのか、伺いたいと思います。

●北川管財部長 まず、1点目のA・B等級境界点の引上げの検討と見直しについてお答えいたします。

発注部局とは、工事別、発注方式別、等級別などにより、落札状況の傾向について継続して確認を行ってきたところでございます。A・B等級とも十数社の平均入札参加者数が維持されており、適正な競争環境の下に発注が行われているものと分析をしているところでございます。

また、等級格付における総合点が下位の企業であっても工事品質に問題はないと、発注部局と検査部局でも確認をしているところでございます。

等級の境界点を引き上げた場合、B等級の入札参加資格者の増加により、B等級の企業の受注機会の減少につながることや、現行A等級の企業がB等級となり格下げと受け止められるなど、事業者理解の面での課題は変わらないことから、境界

点の引上げは予定をしていないところでございます。

●ふじわら広昭委員 2点目の質問は、新年度の定時登録に合わせた境界点の見直しについてです。

札幌市は、今年の3月に、舗装修繕計画を策定し、幹線系道路の予防的保全に取り組んでいくこととしており、このことは道路の長寿命化の視点から大いに評価できます。しかし、現在の舗装工事では、工事経験が少なくても施工全般を下請させることが可能であるために、入札参加資格登録の格付基準点が低く、実際に大型舗装工事の施工経験がなくても大規模な舗装工事の入札に参加できる状況です。

せっかく舗装路面補修の予算を増やして長寿命化に取り組むのであれば、しっかりとした品質と確実な施工の確保ができるように取り組むべきであると考えます。

このため、私は、使用材料は再生合剤100%の廃止を、また、施工の観点から、舗装工種の等級の見直しを行うよう、これまで継続的に何度も指摘をしてきました。

このような中、現在、建設局は、使用材料について、新年度より再生合剤の使用割合を見直す検討をしていると聞いています。

一方で、舗装工事の施工面の品質確保に直結する舗装工種の等級の境界点については、札幌市のA・B等級境界点が860点であるのに対し、北海道が1,060点で、北海道開発局が1,900点となっております。この等級境界点の違いから、札幌市では、舗装登録業者が全体で448社あるうち、A等級の業者が128社、29%であり、北海道の舗装登録業者が全体で917社あるうち、A等級の業者が126社、14%、北海道開発局の舗装登録業者が全体で1,343社あるうち、A等級の業者が28社、2%となっております。

このように、舗装工事の品質確保に関わる取組の姿勢について、札幌市は明らかに後ろ向きであると言わざるを得ない状況にもかかわらず、これ

まで札幌市からは納得できる回答が得られておりません。

舗装工事は、言うまでもなく、現場の施工技術、品質管理が最も重要であり、このままでは、道路の耐用年数に影響が生じるなど、貴重な税金が有効に使われないことが危惧されます。

そこで、質問ですが、舗装工事の品質確保の観点から、2025年度、2026年度の競争入札参加資格者名簿の定時登録に合わせて、発注部局と連携し、舗装工種のA・B等級を適正な境界点になるよう見直しを図るべきと考えますがいかがか、伺います。

●北川管財部長 定時登録に合わせて見直しをしてはどうかというご質問への回答でございます。

境界点の変更については、等級間のバランスを取るための手法の一つというふうに認識しているところでございます。

直近の状況を鑑みたところでは、資材費や人件費の高騰により全体的に工事費が増嵩しており、従前はB等級で発注していた規模の工事がA等級の金額となってしまうといった事例が出るのが想定されているところでございます。

このため、等級ごとの適正な競争に基づく発注の観点から、境界点の引上げによる見直しではなく、発注標準金額の引上げによる見直しを行い、等級間のバランスを取ることが効果的と考え、次回の入札参加資格者の定時登録に向けて検討をしているところでございます。

今後とも、発注部局との協議を重ねて、適宜適切な見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて次の質問へ移りますけれども、現在、他の工種もそうありますが、舗装工種は、A等級が2,000万円以上、B等級は3,000万円以下となっているわけがあります。

本来、こういう問題も指摘をしてきましたけれども、やはり、2,000万円以上の工事をB等級も

3,000万円未満であれば認めるということは分からないわけではないですけども、やっぱり、先ほども申し上げたような技術的なものなどを含めて問題があるし、先ほど申し上げたように、札幌市内の舗装工業で点数が一番高いものは1,200点近くですが、A等級の一番低いところは850点から860点の状況となっているわけであります。

私は、こうした大きな格差がある中で工事をしていくことをなかなか理解ができないわけであります。今後も発注部局と十分な検討をしていただきたいと思いますが、こうした問題の先送りの姿勢というのは、議会の指摘を軽視しているというふうに言わざるを得ません。主たる業種でなくても、民間の仕事など、小規模工事の経験さえあれば登録でき、そこで仮にくじ引入札で受注しますと、これが実績になります。言わば、専門の舗装機械や施工技術を持たなくても、下請ありきで工事の受注だけを目的にしたものになっているのが現状です。

これは、札幌市の舗装の境界点の設定が土木工種に比べ極めて低い設定であるため、主たる業種が土木工種であって、設備や十分な経験がなくても舗装工種に参入し、くじ引頼りで規模の大きい舗装工事にも入札参加できる構造になっているわけであります。舗装の業界団体などからは、札幌市の入札の在り方に強い懸念が示されており、同時に、経営の行き先が全く見通せないなど、改善を求める声を数多く聞いております。

今後、舗装材料の見直しに一定の期待をしますが、一方の施工面や技術面は全く考慮せず、従前の等級区分を継続することとなれば、十分な品質の確保が極めて難しい状況になるものと考えます。

さらに、業界全体の混乱を招き、かつ、貴重な税金が有効に使われないことにもつながりますので、舗装材料の見直し同様に、この等級境界点の早急な見直しを強く求めておきます。

次は、2項目めの請負工事契約における設計変更ガイドラインの取扱いについてです。

最初の質問は、札幌市が発注する請負工事における設計変更についてです。

2014年に改正品確法が施行されて以来、国や各自治体において、建設工事の担い手の育成と確保を目的として様々な見直しが進められております。

その一つに、各発注機関において工事請負契約における設計変更のガイドラインが策定されており、札幌市においても2018年に策定され、2021年に見直しがされております。このガイドラインは、品確法の趣旨であります建設工事の担い手の育成と確保を目的としていることが記載されていますので、施工の円滑化と効率化が重要なテーマとして扱われなければなりません。

しかし、設計変更の必要が生じた場合に、ガイドラインでは、受注者に体制面や費用の面で負担をかけないため、極力速やかに事務処理が進められるよう配慮された記載となっているものの、実際に行われている事務処理は、設計変更の際に現場の施工を一時ストップさせられたなど、受注者目線とは言い難い声が数多く私どもに寄せられています。

札幌市のガイドラインの記載内容を確認すると、用語の定義の中で、設計変更とは、施工条件の変化などが生じて図面などの設計図書を変更する場合、契約手続前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することを言うとして記載されています。また、契約変更は、工期の変更または請負代金額の変更の契約を締結することを言うとして記載されています。さらに、留意事項の中で、受注者は、工事施工協議簿などの書面による回答を得てから施工すると記載されており、発注者は設計変更に伴う契約変更手続について、その都度、遅滞なく行うことが記載されています。

これらを踏まえると、設計と施工条件の変化などが生じた場合は、契約変更を行う前に発注者と受注者で協議し、発注者が施工協議簿などで指示することにより、変更に伴う現場の施工が可能であり、契約変更の手続に拘束されるものではない

との考え方であると私は解釈しております。

また、契約変更はあくまでも発注者側の事務であり、その都度、遅滞なく行うものですが、当初請負代金額の20%以内または1,000万円未満の場合は軽微な設計変更として工期末に行うことができる扱いとしております。

しかし、この軽微な設計変更の記載があるためか、一部では契約変更の手続をしないと変更に伴う施工ができないとの誤認もあるようで、このことが設計変更の現場を一時ストップさせるケースにつながっているものと考えております。

そこで、質問ですが、まず、札幌市で策定した工事請負契約における設計変更のガイドラインでは、設計と施工条件の変化などが生じた場合、契約変更に先立って発注者と受注者で協議し、発注者が施工協議簿等の書面により指示することで施工が可能であるとの解釈でよろしいのか、見解を伺いたいと思います。

また、このガイドラインの運用に当たっては、札幌市の各関係部局が共通の認識で取り組まれているのか、伺いたいと思います。

●高桑工事管理室長 まず、1点目の設計変更において発注者が施工協議簿等により指示することで施工が可能となるという解釈についてお答えいたします。

札幌市工事施行規程においては、工事の設計変更を行う場合、原則は、変更に関わる範囲の工事を一時中止させ、契約内容の変更手続を終えた後でなければ受注者は施工することができないと定めております。ただし、施工の急を要するものや軽易なものについては、ガイドライン等の規定に従い、協議簿により受注者と協議を行い、了解を得ることで、契約変更に先立って工事を施工することができます。

なお、軽易な設計変更とは、委員からもありましたが、変更見込み金額が請負代金額の20%以内で、かつ1,000万円未満のものでございます。

次に、2点目のガイドラインの各関係部局との共通認識についてですが、ガイドラインの運用に

当たりましては、関係部局と共通の認識が得られるよう、通知の発出や毎年内部研修を行うほか、ホームページにて工事関係者へ周知するなど、適切な運用に努めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 質問の２点目は、軽微な設計変更の上限額についてです。

今、室長からも答弁がありましたけれども、私が調べたところでは、そうした請負金額の20%未満あるいは1,000万円以下の中でも工事がストップさせられているという事例が多数発生しているわけであります。

こうしたことを改善するためには、例えば、北海道開発局や北海道でも作成されている設計変更のガイドラインですね。例えば、先ほど取り上げた軽微な設計変更に相当する扱いについては、北海道開発局では特に記載がなく、当初請負代金額の30%程度を目安としていますし、北海道では30%または4,000万円と記載されております。

このことは、請負工事の発注機関として、受注者の施工の円滑化と効率化を最優先に考え、取り組まれていることの表れだと思っております。

一方、札幌市のガイドラインについても同様の趣旨で策定されているはずですが、軽微な設計変更に該当する金額が低く設定されているため、発注部局や契約部局の職員にとっては、遅滞なく契約変更の手続を行わなければならない、大きな事務負担になっているのではないかと思います。

土木工事などの特殊性として、施工条件と実際の現場の施工が合わないようなケースは多々ありますので、これらを見直すことは、発注部局や契約部局の職員にとっても事務処理の負担軽減につながり、ひいては受注者の施工の円滑化と効率化にもつながるものと考えております。

このようなことから、私は、改正品確法の目的であります建設工事の担い手の育成と確保を踏まえ、設計変更が必要な場合の対応については、北海道や北海道開発局の運用を参考として、発注者の事務処理や受注者の現場施工の負担軽減に取り組むべきと考えております。

そこで、質問ですが、札幌市が発注する公共工事における施工の円滑化、効率化に向け、まずは請負工事設計変更等ガイドラインの軽微な設計変更の上限額について、撤廃や引上げなどを行うなど、早急に見直しを図るべきと考えますがいかがか、伺います。

●北川管財部長 軽微な設計変更の上限額の撤廃や引上げについてお答えいたします。

軽微な設計変更の上限額は、事前着手が可能な範囲であることから、工事の円滑な施工を確保する観点から、適切に設定する必要があると認識をしております。昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の引上げの状況を踏まえ、国や他都市の動向を注視しながら、適切な上限額の設定について今後検討してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移ります。

設計変更のガイドラインは、改正品確法が施行された際に、建設工事の担い手の育成と確保を目的として国や各自治体においても策定されております。

この目的を果たしていくためにも、関係部局が共通の認識で取り組むとともに、軽微な設計変更の上限額の撤廃や引上げを強く求めます。

この見直しは、各企業が受注している現場の円滑な施行はもとより、発注部局や契約部局にとっても事務負担の軽減につながりますので、早急に見直すことを求めます。

こうした設計変更において一時工事をストップさせられることによって、一部工事の請負額が増える場合もありますけれども、逆に、労務賃や借り上げた機械などの使用料が減額されますので、やはり、実態に合っていない、こうしたことを踏まえて、今申し上げた要望を速やかに実現をしていただきたいというふうに思います。

次は、３項目めの余裕期間制度、フレックス工期の本格実施についてです。

最初の質問は、フレックス工期の適用に関する関係部局との協議についてです。

この制度は、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期と終期を選択して契約を締結できる制度であります。

この制度のメリットは、一つには、柔軟な工期設定などを通じて受注者に技能労働者や建設資材などの確保を計画的に準備するなどの時間的な余裕が生じること、二つ目には、受注者が自ら工期を設定することにより、効率的で円滑な施工が可能となることなどが挙げられます。

このようなメリットがあるため、国や多くの自治体ではこの制度を適用しており、北海道においては2016年から本格的に運用を始めています。

札幌市においても、2018年から当該制度を試行的に導入しております。

また、このフレックス工期におきましては、このようなメリットに加えて、早期発注工事への対応に関する大きな利点もあります。

ここ数年、早期発注工事の件数が増加する中で、年度末に竣工する工事と早期発注工事の工期が重複するケースが増えてきておりますが、この制度を適用することで、同一技術者などを両方の工事に配置することが可能となるため、人材の確保や適正な配置、円滑な施行の面で非常に効果が大きいと考えます。

一方、札幌市におけるフレックス工期の運用状況を調べますと、例えば、2023年における競争入札に関わる工事発注件数は912件で、そのうち、フレックス工期の適用工事は233件にすぎません。また、特に、2023年12月から2024年3月までの早期発注工事におけるフレックス工期の運用状況は、建設局で38件中2件の0.5%、下水道河川局で12件中7件の58%、水道局で3件中ゼロ件であり、大きなメリットがあるにもかかわらず、その適用件数が極めて少ない状況にあります。

昨年の予算特別委員会において、当時の工事管理室長から、フレックス工期においては、受注者の円滑な工事体制確保などを図るため、地元要望や関連工事との関係から、供用開始時期や工期に制約がある場合を除いて、積極的なフレックス工

期を適用しています。また、技術者や資材の計画的な確保に効果を発揮することから、関係部局と協議を行いながら、可能な範囲で拡大に努めてまいりたいとの答弁がありました。

しかし、実際の工事発注3部局の早期発注工事におけるフレックス工期の適用状況には大きな違いがあることから、財政局と発注部局との間でフレックス工期の適用に関する協議が十分に行われておらず、その適用の判断が発注部局任せになっているのではないかと考えられます。

そこで、質問ですが、特に早期発注工事での人材の確保や適正な配置、円滑な施工、資材の確保などの面で非常に効果が大きいと認識しているにもかかわらず、2024年の早期発注工事においてフレックス工期の適用は極めて少ない実態にありますが、これまで関係部局とどのような協議が行われているのか、伺います。

●高桑工事管理室長 余裕期間制度、いわゆるフレックス方式の関係部局との協議状況についてお答えをいたします。

フレックス方式については、平成29年度に施行要領を策定しており、その後、フレックス対象期間を拡大するなどして制度の拡充を図ってきたところでございます。

関係部局とは、これまで、改定内容の共有のほか、フレックス方式の実施効果の共有や適用に向けた課題について協議を行うなどし、適用工種や対象工事件数を徐々に増やしているところでございます。

●ふじわら広昭委員 徐々に増やしているということですが、やはり、全体の50%を下回っている状況で、全体の主要な土木、舗装、塗装、下水道を含めて調べてみましたけれども、やはり30%止まりですね。それ以外の工種もありますから、それを入れると50%弱ぐらいになるのですけれども、ご承知のとおり、国や北海道では対象にできない工事以外はほとんどこの対象にしている状況であります。

そこで、質問の2点目は、フレックス工期の検

証と本格的な運用についてです。

先ほども述べましたように、フレックス工期には様々なメリットがあるため、国や多くの自治体ではこの制度を積極的に適用しており、北海道建設部においては、2021年度における当該制度の実施率は97.8%に達しています。

これに対して、札幌市では、試行開始後6年たってもいまだに試行の段階であり、フレックス工期の実施率は極めて低い値にとどまっているのが現状であります。

札幌市では、これまでも、総合評価落札方式をはじめ、様々な入札契約制度の導入や変更などに際しては基本的に試行と検証を前提としています。試行の結果、たとえ大きな効果が得られても、その本格的な運用に積極的な取組が見受けられないのが実態であります。

このフレックス工期の適用については、発注者の経費の負担もなく、受注者側の人材確保と円滑かつ効率的な施工が期待できることから、建設業全体が置かれている厳しい経営環境を支援する観点からも、重要かつ不可欠な取組であると言えます。

そこで、質問ですが、余裕期間制度、フレックス工期の試行について、これまでどのように検証してきたのか、伺います。また、早急にフレックス工期の本格的な運用に取り組むべきと考えますがいかがか、伺いたいと思います。

●高桑工事管理室長 まず、1点目のフレックス方式の試行の取組の検証についてですが、試行工事を受注した業者へのヒアリングを行っておりまして、その結果では、資機材の計画的な準備や労働者の確保等のメリットが確認されており、対象工事の入札参加希望もあることから、入札不調の対策にもつながっております。一方、関係部局との協議においては、対象とする工事について、地域の要望などにより工期の制約がある場合や除雪体制に影響がある場合はフレックス方式が困難であるなど、そういった適用面において制約がある状況を確認しているところでございます。

次に、2点目のフレックス方式の本格的な適用についてでございますが、業界団体との意見交換時においては、フレックス方式の運用見直しによる活用拡大の意向が示されております。今年度においては、事業者に対して制度を活用しやすい余裕期間の設定あるいは工事内容などについてアンケート調査を実施しておりまして、対象工事の拡大に向けた検証を進めているところでございます。

今後、アンケートの検証結果を踏まえ、試行から本格適用に向けた検討を行い、関係部局と連携を図りながら、より一層のフレックス方式の活用を推進してまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りますけれども、室長が先ほど答弁された中にもありましたように、地先の工事の仕方の説明、あるいは、11月以降の除雪体制など、そうしたものは分かります。

ですから、私は冒頭に、できない工事は除いて、できる工事は全て本格実施をするという判断をしっかりと示さなければいけないというふうに申し上げているところでございます。

このフレックス方式には誰も反対する人はいないというふうに思います。ごく当たり前の取組であります。フレックス工期は、受注者にとって、技術者の最適な配置、人手不足の緩和、働き方改革の実現、残業時間の縮減などの効果に結びつくなど、大きな効果を生み出します。札幌市は、これまでも様々な取組にも、一旦、試行と称し、幾らメリットがあっても常に消極姿勢であります。運用が厳しい工事を除くことは当然であります。既に本格実施をしている北海道開発局及び北海道の評価などを参考に、フレックス工期の適用については新年度から早急に本格実施をすることを求めています。

次は、4項目めの市況連動型失格判断基準の中止についてです。

札幌市財政局では、工事入札におけるくじ引対策の新たな手法として、2024年度から、適切に利

益が計上された健全な価格での競争が可能となるようにとの理念の下に、市況連動型失格判断基準を設け、試行しております。

財政局作成の資料によりますと、この手法は、当日の入札結果から統計的手法を用いることで、発注する工事の相場価格として妥当な範囲を推定するものであり、企業に対しては、自社の経営状況などを踏まえて、工事の施行に必要な建設資機材の調達価格や人件費など、安定的な経営に必要な利益をしっかりと積み上げた価格で入札するよう促しています。

しかし、仮にこの理念に基づいて適切に利益が計上された健全な価格で入札を行った場合、競争に負けて工事を受注できなくなることは明らかであり、結果として、企業は人件費や機械、資材の購入費などの目途が立たない状況になります。

この試行は、入札に参加する企業が、採算性を考慮した上で、入札参加者数や入札価格の分布状況を想定し、その基準値を数当てゲームのように想定することを余儀なくされているのが実情であり、失格者の発生が多い状況にあることが確認されています。

今年度発注の市況連動型失格判断基準の試行工事の件数は、生活道路整備の土木工事5件、下水道工事3件、舗装工事5件の計13件でありましたが、この事例を見ますと、生活道路整備工事では、入札者21者中、失格者8者、下水道工事では、入札者20者中、失格者4者、舗装工事では、入札者24者中、失格者8者というように、各工種の工事において多くの失格者が発生しております。

これまでの試行の結果、札幌市は、くじ引入札が減少するとともに、従来の最低制限価格を下回った案件がなかったという点で一定の成果が得られたと答弁しております。しかし、企業側が入札参加者数や入札分布を推計することを余儀なくされるなど、積算額の算出が複雑化し、結果として多くの失格者が発生しているにもかかわらず、一定の成果があったとする評価は妥当なのか、甚

だ疑問を感じます。

このように、市況連動型失格判断基準の施行は、入札参加企業に実態を伴わない架空の基準値を予想することを強いるものでありますので、企業の積算担当者の負担が大きいいことに加えて、日々、企業の評価や技術者の評価を高める努力をしていることが全く報われない手法であることから、このままでは、適正な予定価格を算出する企業の努力や技術が全く反映されず、結果的に企業の存続に大きな影響を与えることになるかと私は考えています。

この方式に対しては、建設業界団体や多くの事業者から、理想の積算には程遠い、信憑性に欠ける、会社経営の見通しが全く立たないなど数多くの問題が指摘されており、試行の中止を求める声が多い状況にあります。

このような状況であるにもかかわらず、市況連動型失格判断基準については、試行と称して、今年度も昨年と同程度の規模で実施しております。

そこで、質問ですが、札幌市において、これ以上建設業界への混乱や企業の存続に大きな影響を与えないためにも、今後は市況連動型失格判断基準の手法による入札を速やかに中止すべきと考えますがいかがか、伺います。

●北川管財部長 市況連動型失格判断基準の試行中止についてお答えいたします。

市況連動型失格判断基準は、令和4年度から試行を開始し、今年度で3年目を迎えたところでございます。

これまでの試行結果を見ますと、くじ引の回避や落札率の上昇といったメリットが見られた一方で、入札価格が最低制限価格付近と予定価格付近の2極に偏るなど、統計的に相場価格を正しく反映していない可能性があるといった課題も見えてきているところでございます。

こうした課題を踏まえ、これまでの試行結果の総括を目的に、8月に市況連動型失格判断基準に関するアンケート調査を実施したところでございます。

この分析はまだ途中でございますけれども、途中集計結果によりますと、次年度の継続の可否について、件数を拡大してほしい及び今年度と同程度の規模で行ってほしいが34%、件数を縮小してほしい及び適用しないでほしいが64%でありました。

市況連動型失格判断基準については、機能的にも課題があることや、今回のアンケート調査結果で過半数が中止を希望されていることを踏まえ、次年度の方針については中止する方向で考えているところでございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移ります。

ぜひとも、こうした判断を早く正式にさせていただいて、業界に周知をしていただきたいというふうに思います。

次は、5項目めの最低制限価格の引上げについてです。

最初の質問は、最低制限価格の引上げについてです。

最低制限価格の引上げについては、私はこれまでも何度となく議会で質問をしてきましたが、今年の第2回定例会において、我が会派が代表質問でも取り上げてきました。これに対して、秋元市長からは、建設業において適正な利潤を確保することは、安定した経営を続けていく上で極めて重要であり、その中でも資材費、人件費の高騰や人材確保は大きな課題であるとの認識を示されており、現時点で国や道より高い水準である最低制限価格のさらなる改善についても、業界団体の意見や昨今の厳しい状況を踏まえ、総合的に判断してまいりたいとの答弁がありました。

そこで、質問ですが、市長の答弁を踏まえ、さらなる改善の総合的な判断に向け、現在、具体的にどのような取組状況であるのか、伺いたいと思います。

●北川管財部長 最低制限価格の引上げに係る現在の取組状況についてお答えいたします。

最低制限価格を含む入札契約制度の改善につき

ましては、業界団体との実務者によるワーキングに参加いたしまして、企業経営に影響を与える現状の課題についてヒアリングを行ったところでございます。

現在、このヒアリングで挙げた意見を踏まえまして、建設業のコスト構造の変化を踏まえた入札契約制度のさらなる改善について検討を進めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 質問の2点目は、最低制限価格の積極的な見直しについてです。

地域の守り手である建設業の大きな役割であります除雪や災害復旧などにおいて、将来にわたって各企業が活躍していくためには、市長の答弁にもあるとおり、適正な利潤を確保することが不可欠であり、安定した経営を続けていけることが極めて重要であります。

特に、急激な物価高や働き方改革の本格的な実施など、建設業を取り巻く環境は急速に厳しさを増しておりますので、この状況に対応していくためには、最低制限価格の引上げは欠くことのできない対策であります。

このため、最低制限価格の算出において、法定福利費や社屋の維持費などといった会社を経営していく上で必要な経費である一般管理費分として2ポイントを引き上げる見直しを2022年に行いましたが、不十分と言わざるを得ません。

札幌市は、積雪寒冷地の大都市という全国的にも建設業にとって非常に厳しい条件であることを踏まえ、より積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

急速な物価高や働き方改革への対応を考えますと、先進的に取り組んでいる横浜市や川崎市では既に実施しているように、少なくとも最低制限価格の算出においては材料費や労務賃などといった工事の施行に必要な直工費を100%計上することが必要であると考えます。

そこで、質問ですが、最低制限価格の引上げに向け、直接工事費分100%を計上するなど、より積極的な見直しを進めるべきと考えますがいかが

か、伺います。

●北川管財部長 直接工事費を100%とするなどの積極的な見直しについてお答えいたします。

最低制限価格の算定におきまして、直接工事費に乗じる率を100%とすることにつきましては、同様の算定率としている政令市は首都圏の横浜市及び川崎市の2市のみであるといったことから、国や他の自治体の動向を今後見定めてまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 先ほどの中川委員の質問に対して、前向きにと理解ができるような答弁をしながら、政令指定都市で2都市しか実施していないのに、さらにまた見極めていくというような状況は矛盾するのではないかと私は個人的に理解しているわけであります。

要望を申し上げてこの質問を終わりますけれども、急速な物価高で、特に建設業に関わる資材などの価格は日々変動を続けており、加えて労務費も連動している状況にあります。

このようなことから、まずは、先進的に取り組んでいる自治体と同様に、工事に直接的に必要な経費は削減することなく計上し、最低制限価格を引き上げるよう強く求めます。

最低制限価格の引上げについては、業界で反対する方は誰もいませんが、一方では、財政面を理由に札幌市全体の建設投資額を据え置いたままでは、市長がおっしゃられる安定した経営を続けていくことは困難であります。

石川副市長もいらっしゃいますので、地元建設業の経営安定に資するよう札幌市全体の建設予算の拡充も並行して取り組むことを求めていると思います。

次は、6項目めの役務3業種の社会保険料の納入証明書についてです。

最初の質問は、役務3業種の事業者提出を義務づけています雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書を求めている理由についてです。

札幌市は、2002年に策定している札幌市競争入

札参加資格審査等取扱要領で、例えば、市町村税または消費税及び地方消費税を滞納している者は競争入札の参加資格に関わる申請をすることができないと記載しております。

また、同要領運用方針では、建物清掃業、警備業または建物設備等保守管理業に申請する者は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類の提出を義務づけております。

そこで、質問ですが、さきの役務3業種の事業者には厚生年金などの加入確認書類の提出を義務づけている目的について伺います。

●北川管財部長 役務3業種の事業者には社会保険料の納入証明書の提出を義務づけている目的についてお答えいたします。

入札参加資格者名簿登録の際に、建物清掃業、警備業、建物設備等保守管理業の3業種では、社会保険適用事務所として届出をしていることを確認しているところでございます。

これは、事業者が労働関係法令を守らず社会保険等の加入を行っていない場合は、入札の際に不当に経費を削減でき、公正な競争を確保できないおそれがあるということから、このような不良・不適格業者の排除を目的として確認を行っているものでございます。

●ふじわら広昭委員 質問の2点目は、厚生年金などを未納している事業者への対策についてです。

社会保険は憲法第25条に設定されている国民の生存権を保障するために設けられた制度であり、国民が事故、病気、けが、災害などに遭遇したときに、損害の不足や欠損を補う、または生活を保障することを目的としている制度です。

2020年6月5日公布の年金制度改正法では、今年10月1日から適用され、厚生年金、健康保険、介護保険が対象となり、従業員数がこれまでの常時101人以上から51人以上及び、アルバイト、パートタイマーなどの短時間労働者であっても一定の要件を満たす場合は加入されなければなりません。

最近、市民の皆様から私どもに寄せられるご意見などの中に、今まで勤めていた事業所を退職及び転職した際に、事業所が厚生年金などを未納していることが初めて分かり、大変困っているとの声が寄せられております。

札幌市では、2年に一度の役務3業種の定時登録の際に、厚生年金保険等の加入確認書提出を義務づけているものの、事業者の中には保険料を未納している場合も想定されます。

そこで、質問ですが、今後、札幌市は、市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針を見直し、役務3業種入札の際は、厚生年金などの保険料2年分の納入証明書提出を義務づけるべきだと思いますがいかがか、伺います。

●北川管財部長 入札の際に厚生年金等の保険料の納入証明書の提出を義務づけるべきといったご質問でございました。

役務契約におきまして、社会保険料を納めていないなどの不良・不適格業者を排除することは、適正な履行を確保する上で重要であると認識してございます。

そのため、登録時の確認を行っているところではありますが、これに加えて、入札の際、社会保険料等の納付関係書類の提出を求めることも十分効果があると考えられるものでございます。

一方で、提出書類が多くなることなど、事業者の負担にも配慮する必要があると考えてございます。

今後、入札時提出書類を含め、他都市の状況などを調査し、関係業界と意見交換をしながら、より効果的な制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 国の関係機関などでは、こうした2年分の納入証明書の提出を求めているわけでありますので、こうしたものは、他都市ばかりではなくて、札幌の市民で働いている方が今後の生活に困ることのないように速やかな判断をしていただきたいと思います。

次は、最後に7項目めの下水道管更生の入札改

善についてです。

最初の質問は、使用機械の保有に関する確認方法の見直しについてです。

札幌市の下水道管路線の延長は約8,300キロメートル、そのうち50年以上経過の管路は約1,150キロメートルで全体の14%、40年以上は約4,586キロメートルで約55%となっています。

2020年8月に策定された札幌市下水道ビジョンにおいて、今後の管更生工事をこれまでの約30キロメートルから約60キロメートルに段階的に拡大させると記載されており、昨年は50件、今年も現在までに50件発注されています。

管更生工法では、工事の適正な施工体制の確保や品質向上の観点から、受注業者が高圧洗浄車や本管用テレビカメラなどの専用の建設機械を保有していることは、履行品質の確保の面からも重要な要素です。

以前にも、自社保有と長期リースなどに対する加算と、自社保有の場合は契約書ではなく車検証の提出によって正確な加点を求めたのに対し、まだ車検証での確認が不十分な点が見られます。

そこで、質問ですが、使用建設機械の自社保有は全て車検証と自動車検査証記録事項の2種類を提出していただき確認すべきですがいかがか、伺います。

また、自社所有とファイナンスリースに対する加点の配分も見直すべきですがいかがか、伺います。

●北川管財部長 下水道工事の管更生の入札改善について、総合評価の使用建設機械の保有状況についてのご質問でございました。

総合評価落札方式の評価項目、本工事における使用建設機械の保有状況における挙証書類といたしましては、自社所有の場合、売買契約書のほかに、車両については車検証の写しの提出も求めているところでございます。

なお、令和5年1月より車検証の電子化が行われたことから、今後は車検証と併せて自動車検査証記録事項の確認により、適切に挙証書類の確認

を行ってまいりたいと考えてございます。

また、ファイナンスリースにおきましては、リース料は対象機器の販売価格に利息を加えた総額であり、リース料総額の支払いが完了するまで中途解約が認められないといったことから、企業会計基準上も売買と同じ会計処理とされておりまして、ファイナンスリースは自社所有と同等の扱いが妥当と考えているところではありますが、ファイナンスリースとそれ以外の長期リースの区別に関しては、挙証書類の確認により適切に対応してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 ぜひとも車検証や関係書類の中で確認していくのだとすれば、やはり、長期ファイナンスリースもそれなりの経費がかかりますけれども、自社保有のほうがそれよりももっと経費がかかっているわけであり、こうした管更生にしっかり貢献をしていきたいという市内の事業者のモチベーションを高めていくためにも、こうした配点をしっかり見直していただきたいと思っています。

質問の2点目は、管更生工法による高圧洗浄車や本管用テレビカメラを操作する技術者の現場常駐についてです。

この件は、2022年の決算特別委員会でも取り上げました。

業界は、全国的に管更生工法の品質確保の観点から、民間独自の講習及び実技試験を導入しています。今後、札幌市が下水道ビジョンに基づき老朽化した下水道管の管更生に取り組む上で専門の技術者を確保することが重要と言えます。

そこで、質問ですが、今年度、下水道河川局は初めて一般競争入札で2件、専門的な資格保有者を主任技術者とすることを発注要件とした工事施工を実施していますが、その目的は何であったのか、伺います。

また、受注者が札幌市に提出した技術者が品質管理の観点から現場に適切に関与しているのか、どのような方法で確認したのか、伺います。

●菊池下水道河川局管路担当部長 まず、発注

目的についてお答えいたします。

管更生工法の下水道工事において、管更生に関する資格保有者を主任技術者に配置することによって、工事の品質向上を図ることを目的としてございます。

次に、工事における技術者の現場の関与方法についてお答えいたします。

このほど発注されました2件の工事は、現時点で現場の着手はなされておりましたが、着手された際には、工事監督員による現場確認や工事管理などに関する協議の際に、主任技術者の現場への関与をしっかりと確認してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 こうした工事も年間50件近く出ているかと思いますが、現在もこの工事に参入している方は、しっかりとした工事に取り組んでおられるというふうに思います。しかし、札幌市も仕様書をつくる際に、公益社団法人日本下水道管路管理業協会という公益法人がありますし、それ以外にもありますけれども、こうしたところの仕様書なり技術者の重要性を鑑みて、今回の一般競争入札においても有資格者を必要とする入札を2件施工したと思うわけであります。

先ほども申し上げましたように、今の市内の事業者もしっかりとした工事をされておりますけれども、今後、60キロメートルに到達していく中では、業者不足が懸念をされるわけであります。そうした中で、しっかりとした技術者を配置させることが今後大変重要だというふうに思うわけであります。

そこで、質問いたしますけれども、工事に参入する業者に、例えば2年後とか3年後までに資格取得に向けた人材の育成、人材確保を求めるべきだと思いますけれどもいかがか、お考えを伺いたいと思います。

●菊池下水道河川局管路担当部長 資格取得に向けました人材育成、人材確保を求めることについてお答えいたします。

資格保有者の確保と現場への常駐につきまして

は、品質向上の観点からは有効と考えられますが、事業者の大きな負担となることが懸念されております。

このため、全ての管更生工事について資格保有者の確保を求めることにつきましては、事業者の負担にならないよう、まずは業界団体のご意見を丁寧に向いながら検討してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 業界団体の皆さんは、一部の方を除いて、こうした品質管理をしっかりと、部長に冒頭お答えいただいたような工事をするためには、こういう技術者をしっかりと現場に配置することが大切だと、私どもとの意見交換会などでそうした声が出ておりますので、ぜひともそうした判断を早くしていただきたいと思います。

質問の3点目は、同工法の総合評価落札方式の有効活用についてです。

同工法の入札は、総合評価落札方式と一般競争入札を採用しています。今年度は総合評価落札方式が21件、一般競争入札は29件でしたけれども、今年度の総合評価落札方式ではA1、A2は人材確保・育成型が多い傾向にあるため、実績I型やII型も拡大すべきだというふうに思いますがいかがか、伺いたいと思います。

●菊池下水道河川局管路担当部長 実績評価I型やII型の拡大についてお答えいたします。

令和5年度のA1、A2等級の管更生工事の発注実績は、人材確保・育成型はゼロ件、実績評価型は1件であったところでございます。令和6年度は、市全体で建設業界の若手技術者の育成、また、女性の活躍の観点から、人材確保・育成型を4件発注する一方、実績評価型も3件と、それぞれ拡大してきたところでございます。

今後におきましても、業界団体のご意見もお聞きしながら、バランスを考慮した発注に努めてまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 ぜひとも、バランスを取った入札をしていただきたいと思いますというふうに求め

ておきたいと思います。

最後に、質問の4点目は、管更生工法における応札業者の地元要件についてです。

同工法の発注は、下水のA1、A2、Bクラスが対象で、昨年の発注件数は全体で50件、今年は現時点で50件となっております。

同工法は、市内業者で元請から下請まで全て完結できる工種です。しかし、最近、市外業者の受注や市外業者を下請に使う傾向が多くなっております。

そこで、質問ですが、札幌市下水道河川局が発注する同工法の施行は、全て市内登録業者で元請から下請まで完結できる工事であり、他都市でも全て市内企業限定の仕様としているところもあります。札幌市といたしましても、地元企業育成などのために市内企業限定とすべきと思いますがいかがか、伺います。

●北川管財部長 管更生工事におきます市内業者限定の発注についてお答えいたします。

工事における市内企業の優遇につきましては、札幌市工事請負契約に関する基本方針に基づきまして、本市発注工事においては原則として市内企業へ優先発注を行っているところでございます。

また、元請企業が下請企業の選定や建設資材等の調達において可能な限り市内企業を優先して活用、調達することを目的に、総合評価落札方式における評価項目の中に市内企業活用の施工計画を設けて、下請企業における市内企業の活用促進を図っているところでございます。

入札における競争性の確保という観点から、一律的に下請企業まで市内企業に限定することは難しいと考えますが、総合評価落札方式の活用などにより、引き続き下請企業の選定や建設資材等の調達における市内企業の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、全ての質問を終わりたいと思います。

他都市でこうした市内要件をつけているところは、先ほど申し上げましたように、十分に技術者

を持たないところが増えてきて、工事に対する将来的な品質の確保などが懸念される場合などを含めて、そしてまた、市外から来る事業者は、札幌で取ることによって、他の市町村へのPR効果ということで、低い価格でも取って次の入札に役立てていくという観点ですから、こうした取組が他都市の中でも起こって、ある都市ではそうしたことを懸念して、市内業者でやったわけでありませう。

部長もご承知のとおりですし、先ほどの答弁にもありましたけれども、市内要件をつけることによって点数の加点もあります。できるものはそういうふうにしたほうがいいと思いますし、できないものは、そのルールの中で、市外、道外を使わなければならないということもありますけれども、管更生の工事におきましては、元請、下請を全て地元でできる工種でありますので、その点について発注部局としっかり連携を取っていただきたい、そのことを求めて質問を終わります。

●成田祐樹委員 私からは、市有施設の統合・集約化についてお伺いしたいと思います。

今年の第1回定例会の代表質問において、私からは、公共施設等総合管理計画についてお伺いし、今後、一気に公共施設の更新を迎えることから、札幌市の公共施設等総合管理計画の役割についてご答弁をいただいたところです。

総務省からも、公共施設マネジメントと地方公会計の連携については、固定資産台帳の整備や公共施設等総合管理計画の比較可能な形での見える化を進める方針が出されており、それによって、施設の更新や統廃合、長寿命化等への実施につなげることができることも述べられております。

そのような中で、昨今の建築単価が著しく上昇している中においては、今後、建て替えが見込まれる札幌市の公共施設については、統合化、集約化を念頭に入れるケースが出てくると思われます。

この統合・集約化については、総務省からも、地方債の活用の中において、公共施設等適正管理

推進事業債の充当率や元利償還金の地方交付税措置などの優遇措置が出されており、公共施設マネジメントを考えながら推進していくことが望まれるところです。

札幌市は、広い市域の中で行政サービスを提供していることから、公共施設そのものが分散している部分も見受けられ、場所によっては統合・集約化によって利便性が増すところもあると思いますが、一方で、撤退してしまう地域では反発の声が出ることも想定されるところです。施設を増やすとき以上に減らすほうが難しいかじ取りになるかと思います。

ここでまず、お伺いしますが、札幌市は公共施設の統合化、集約化についてどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

●生野財政部長 札幌市の公共施設の統合化、集約化についての見解についてお答えさせていただきます。

市有施設につきましては、将来的な人口減少に対応しながらも、市民サービスの維持・向上を図るため、施設総量の抑制と機能維持の両立に向けた公共施設マネジメントの取組を進めているところです。

その中でも、市有施設の統合化、集約化につきましては、ライフサイクルコストの低減による建設事業費の抑制を行うことができまして、さらに、有利な財源も活用できるということから、効果的な取組であると認識をしております。

一方で、統合化、集約化を行う場合には、施設を利用する市民の利便性にも影響を及ぼすため、慎重に進めていく必要があると認識しております。

そのため、引き続き、地域住民に対して公共施設マネジメントの意義を丁寧に説明し、取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

●成田祐樹委員 ぜひ、そういった住民への説明をしっかりと進めていただくとともに、早め早めのアプローチをしていただくことを求めたいというふうに思っております。

次に、地方公営企業の今後の動向についてです。

先ほどは、公共施設の更新全般についてお伺いしましたが、その中でも今後厳しさを増すのが、地方公営企業である上下水道、病院、地下鉄、電車といった会計になってくるかと思われます。

今回の決算書を見ていきますと、高速電車事業会計では、まだ乗客数が戻り切っていないほか、コロナ禍で発生してしまった特別減収対策企業債の重荷を背負っている状況です。

水道事業会計については、人口増加の頭打ちのほか、様々な物価高によって5年先の資金残の枯渇が避けにくい状況となっています。

病院会計においては、かねてから指摘しておりました5類化後の経営の難しさによって資金残に大きく影響が出ているほか、収入の肝となる診療報酬改定が物価高をほとんど織り込めていない状況となっており、前と同じ努力をしても結果が出ないような状況となっております。

これらの地方公営企業においても施設更新は大きな課題の一つであり、上下水道においては各種施設設備の更新、市立病院においては建て替え議論がされているところではありますが、建築単価が上がると、当然ながらその起債償還額も膨らむわけで、それぞれの地方公営企業の経営状況に大きな影響を及ぼすことになってしまいます。

特に念頭に入れなければならないのは、地方公営企業における原則として独立採算であるという点ですが、昨今の急激な建築単価の上昇は、この原則独立採算を脅かす状況となっており、利用料金に転嫁できない場合は一般会計からの繰り出しが必要となりかねず、市本体財政にも多大な影響を及ぼす可能性もあり、極めて注視すべき課題と考えます。

ここで、お伺いしますが、現在の建築単価の上昇を踏まえて、地方公営企業への影響についてどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

●生野財政部長 建築単価の上昇による地方公

営企業への影響についての見解についてお答えいたします。

各公営企業とも施設の老朽化や耐震化などの課題を抱えておりまして、建築単価等の上昇は建設改良費の増加の原因となりますことから、企業の経営にも少なからず影響があると考えております。

こうした状況の中、各公営企業が健全な経営を行っていくためには、中長期的な視点での計画的な施設の更新や長寿命化の実施などにより、事業費の縮減、平準化を行う必要があると考えます。

あわせて、施設の更新等に当たりましては、国庫支出金等の財源を最大限活用するとともに、建設改良費に限らず、様々な経費の節減や収入の確保を進めていく必要があると考えます。

財政局といたしましても、公営企業の独立採算を前提としながらも、それぞれの経営状況を踏まえた適切な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

●成田祐樹委員 今、お答えいただきましたが、地方公営企業でも建築単価の上昇の影響が少なからずあり、事業費の縮減などが必要とのことで、やはり、札幌市全体において、公共施設の長寿命化、統合・集約化などの取組がますます重要になるだろうというふうに思っております。

最後に、これから取組を進めるべき統合・集約化の財源の確保の観点でお伺いします。

一例として、地方公営企業である市立札幌病院の建て替えについて取り上げたいと思います。

地方公営企業の中でも極めて特殊であるのが病院会計だというふうに思っております。水道料金や地下鉄・市電料金については、いろいろなハードルがあれども、基本的には自前で料金改定を行うこととなりますが、この病院会計だけは、利用料金を自前で設定できる裁量がほぼなく、国が示した、正確には中医協が示した診療報酬に委ねられている状況です。どんなにどんなに赤字が拡大しようとも料金転嫁できないところにその難しさがあります。

そのような中で、今、市立札幌病院の建て替えが議論されています。

おおよそ600床の病院を建てるとして、これが15年前であれば、公立病院の場合は1床当たり3,500万円程度で建設できました。札幌に当てはめれば210億円、かかっても250億円といったところです。ところが、昨今の著しい建築単価の上昇によって、今は1床当たり9,000万円とも言われております。

現況で、近隣ですと、岩見沢市立病院の建て替えが1床当たり9,000万円強になるという報道も出ております。

計画の策定や設定の期間を入れると、おおよそ10年後に建て替え工事になると思われる市立札幌病院ですが、その頃には1床当たり1億円、いや、もしかすると1億1,000万円くらいまで高騰しているかもしれません。

現状で出されている案のとおり、600床で建て替えるとしたら、総額では600億円から660億円くらいまでになるのではないかと想定しております。

この金額は、市立札幌病院にとって極めて厳しい起債額になるかと考えます。物価高、人件費上昇があっても、診療報酬には転嫁されない状況の中、毎年多大なる償還を抱えると、当然ながら、独立採算の原則の下での償還は極めて厳しくなることが容易に予測できます。

賄い切れない費用を補うために、一般会計からの多額の繰入れを毎年受けなければならないような事態は、本市財政への影響を考えれば、財政局としては看過し難いでしょうし、病院会計そのものも窮屈になり、経営面でのスムーズな意思決定に支障を来すことが想定されます。

さて、最初の質問で公共施設等適正管理推進事業債に触れましたが、公立病院においても統合・集約化には総務省からの優遇措置があります。

この優遇措置は、2007年に総務省が出した公立病院改革ガイドライン、そして、新公立病院改革ガイドライン、さらには、直近で出されている公

立病院経営強化ガイドラインにも共通して論じられており、再編ネットワーク化によって優遇措置が受けられる仕組みになっております。

現在におけるその内容としては、通常の整備に対する病院事業債に対しては25%分を普通交付税措置するとしておりますが、再編ネットワーク化によって複数病院を統合、集約した場合は40%まで普通交付税措置が増えるという仕組みになっております。

これを札幌市の場合にして表現すると、市立札幌病院が単体で建て替えをするのではなく、どこかの病院との集約ができれば、15%、普通交付税が増えるということになります。建設費600億円の15%ですから、90億円も多く交付税を受け取れる可能性があるということになり、これは相当大的な措置となるわけです。

では、一体どこの病院との統合を考えるのか。

つい先日、他会派の代表質問での答弁があったかと思いますが、市立札幌病院は周産期医療をしっかりとやっていくといった趣旨の答弁があったかと記憶しております。

他局所管の委員会においても私はよく申し上げているのですが、昨今、産婦人科医、小児科医が、働き方改革の影響も受け、縮小傾向に向かっていることから、札幌市内においても安泰な状況ではなく、今後は広域における周産期医療の集約化が、近い将来、必ず必要になると考えています。

今回は、財政局所管での質疑ですので、なるべく細かい部分をはしよることにしますが、例えば、同じ公立病院であり、周産期センターを持つ道立のコドモックルとの集約化ということの一つのパターンとして考えた場合、先ほど話をした交付税の措置の恩恵が市立札幌病院とコドモックルの両方に出てくるほか、周産期医療の強力な体制が構築されと考えております。

集約化の方法にもいろいろあり、経営母体を含めた統合化という話ではなく、隣接して病院をそれぞれ設置するという形での集約化も考えられる

わけです。

その一つの事例として、埼玉県立小児医療センターでは、公的病院であるさいたま赤十字病院と隣り合わせに設置されており、連絡通路1本でつながれていることで、診療時には、必要な場合、お互い助け合っているというふうに聞いております。

市立札幌病院を建て替えるとすれば、完成までに最低でも10年、実際のところは15年ほどかかるかと思いますが。その頃には建設から30年ほど経過するコドモックルを現市立病院の跡地に移し併設して建設する、連絡橋一本でつなげば、すぐに両方に駆け寄ることができ、間違いなく周産期医療の体制強化にもつながり、先ほどの財源措置の活用も見込めるのではないかという考え方です。

もちろん、道立と市立病院の連携には様々な議論が必要だと思いますし、簡単にできる話ではないのを承知の上です。また、課題として考えなければならない部分として、経営統合という形ではなくとも、隣接して設置を行い、連携することで、公立病院の再編ネットワーク化とみなしてもらえるのかどうか、また、現病院の跡地に建て替えるわけですから、時系列的に工期が2期に分かれてしまうという点が生じるなど、総務省への相談が必要になってくるかと思うのですが、そういった先を見据えての情報収集を市には行ってもらいたいわけです。

あくまでも、今の話は私が考えた一例にはなりますが、単体での建て替えよりも、統合・集約化によってより有利な財源を使い、より有効な機能を備えた施設に再整備するというのがこれからの市有施設にとって工夫のしどころであると考えております。

公共施設マネジメントの取組を担う財政局においては、複合化による機能向上や有利な財源の活用など、様々な視点から、より市民のためになるよう統合・集約化の道筋を考えてほしいと願うところです。

ここで、最後にお伺いしますが、公共施設の統

合・集約化の取組を引き続き進めるに当たって、有利な財源の活用など、今後、さらなる情報収集を考えていくべきではないかと思いますが、これについては、最後に、総務省から来られている笠松財政局長に見解をお伺いしたいと思います。

●笠松財政局長 公共施設の統合・集約化の取組を進めるに当たって、有利な財源など、情報収集を考えていくべきではないかのご質問についてお答えいたします。

まず、その前に、委員から、市立札幌病院の具体的な集約化につきましてご提案がありました。

このことは非常に重要な視点だと思いますので、病院局におきましても、考慮すべき選択肢の一つとして鋭意検討していただけるものと私としても考えております。

一方で、さきの代表質問でも答弁がございましたとおり、現在、新型コロナウイルスや昨今の物価高騰の影響によりまして、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増しているところであります。

したがいまして、市立札幌病院では、経営改善に向けた取組を進め、持続可能な経営を目指していくことも必要なものと認識しているところで

す。その上で、委員のご質問ですが、先ほど財政部長からもお答えいたしましたとおり、公共施設の統合、集約を進めることは、施設のライフサイクルコスト低減による建設事業費の抑制を担保する上で非常に重要な役割であると認識しております。

さらに、施設の更新に当たりまして、有利な財源を活用することも極めて有用なことだというふうに考えておりますので、委員がご指摘のとおり、今後ともさらなる情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、将来世代の札幌市民が安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政運営に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

●成田祐樹委員 ぜひ、鋭意検討を進めてほしいなというふうに思っております。

特に、病院は新しく建て替えて使うとしても、10年後から40年後、50年後までになる、そのときの医療体制がどういうふうになっているのかを先に考えなければ、建物だけ先に建てても、後から機能が追いつかなかった、もしくは統合すればよかったということになりかねないと思います。

ぜひ、私としては、もちろん財源措置の話もしましたけれども、機能的に本当に今の体制で札幌がやっていけるのかどうか、ここは、道ともしっかり話しながらやっていただきたいところです。

最後、要望になりますが、私自身、公立病院の建て替えをもしやるとすれば、2回目の公立病院建て替えに私が携わることになります。

前は、公立病院二つを統合するという話を経験させていただきました。

そのときに、他の市立病院だったり、公立病院の財政状況を調べましたけれども、どこもやっぱりひどい状況で、一般会計からの繰り出し、特に特別交付税の基準外の繰り出しというものが往々にしてあるような状況で、それ自体が地方自治体の財政をかなりむしばんでいるような状況になっていたのを覚えております。

そういう中で、今回、診療報酬が上がらない、でも、建築単価は3倍近くになるということで、このままいくと、多くの公立病院が建て替えをできないのではないか、もしくは、もう診療行為そのものをお手あげしてしまって、どこかと統合、集約していくなんてことが続くぐらい、公立病院の建て替えというのは厳しい状況になるのではないかというふうに考えております。

そのような中で、市立札幌病院も、多分、この600億円という建て替えの金額でいくと、財政的には非常に厳しく、市本体から繰り出しをしなければ維持できないような病院になってしまうのではないかと大変危惧しているところです。

では、なぜこの質問について私が病院局ではなくて財政局でやっているかというと、特に、統合・再編については病院局単体でできないのです。病院局は、もちろん自分の病院を守ること

で精いっぱい、例えば、道だったり、国だったり、総務省であつたり、様々なところにいろいろな投げかけをする、話をまとめるということを病院局単体にやらせるのは非常に大変だと思います。

保健福祉局、保健所もそうですし、財政局も含めて、市全体が共有してどういうふうに公共施設を維持していくかということをやっているかないと、病院局に任せっ放しで何とかいいものができるのではないかという話にはならないと思うので、ぜひ、その辺を市全体で共有していただきたいということが今回の質問の意図でした。

皆さんには、今後とも、そういった観点から市立病院を含めた公共施設の建て替えについてご検討いただくことを求めて、質問を終わりたいと思います。

●村松叶啓委員長　以上で、歳入のうち、一般財源等の質疑を終了いたします。

次に、第1款　議会費　第1項　議会費の質疑を行います。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、第2款　総務費　第4項　選挙費の質疑を行います。

●うるしはら直子委員　私からは、有権者への丁寧な対応について質問いたします。

我が会派は、これまでも、市民への的確な選挙情報の発信、また、投票所での丁寧な対応について、質問、提案をさせてきていただいております。

本日は、そういった観点から、まず、投票所におけるコミュニケーションボードの見直しについて1点伺います。

投票所におきましては、誰もが投票できるような環境を整えることが重要であるということはいまでもありません。現在、身体に障がいのある方への対応として、車椅子や点字器などを用意しており、また、知的障がいのある方に対してはどのような支援が必要とされているのか、投票所の従事者に伝えることができる選挙支援カードを用

意するなどして、環境を整えているところと承知しております。

そのような中、先日、私は、障がいにより言葉をうまく発することができなくて会話に困難を抱えているといった方から、前回の地方選の際に投票所の従事者に自らの希望を伝えることに大変苦慮をしたことがあるといったお話を伺いました。

本市の投票所では、会話による意思疎通が難しい方などに対応するため、お聞きになりたいことを指し示していただき、それに対する答えを文字や絵でお知らせするコミュニケーションボードを投票所に備えております。

しかしながら、コミュニケーションボードに書かれている項目は、投票所案内はがきがありませんですとか、候補者が分かりませんといった項目、また、字が書けない、小さくて読めないなどの身体的な困り事など、少し限定的な、直接選挙をする上での8項目のみとなっています。

ここに書かれていないことを尋ねたい、または伝えたい場合の選択する項目が現在ありません。

さきにお話した市民の方の場合は、この方はご高齢でもございまして、まず、受付は自分でされたのですが、その後に来る奥様を少し待ってから投票したいということを選挙の従事者の方に伝えて、ここで待たせてほしいということを伝えなかったそうなのですが、それが伝わらなくて、本当に一生懸命発語をしながら、何度も聞き返され、そして伝えるということを繰り返しまして、少しつらい思いをされたということでした。

せっかくこのようなツールを備えるのであれば、より幅広く対応できるものが望ましいと考えますし、この内容には工夫の余地があるのではないかと思います。

例えば、その他という項目であったり、何か困り事がありますといったことが別に選べるようなところがあれば、それを選択した方には、筆談であったり、ほかに丁寧な細かい対応を取ることもできるのではないかと思います。

そこで、質問ですが、投票所において、選挙人

と従事者との意思疎通をより円滑に図るため、コミュニケーションボードの内容をさらに充実させるべきと考えますがいかがか、伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 投票所におけるコミュニケーションボードの見直しについてお答えいたします。

札幌市では、会話による意思表示が難しい方などに対応するため、文字やイラストを指し示すことで意向を確認し合うコミュニケーションボードを2015年執行の統一地方選挙から導入しておりまして、全ての投票所に備えているところでございます。

これまでも随時内容を見直してきたところでございますけれども、委員のご指摘を踏まえまして、投票所においてより円滑なコミュニケーションが図れるよう、さらなる工夫を凝らしてまいりたいというふうに考えております。

また、近く衆議院議員総選挙が予定されていることから、障がいのある方に寄り添った対応をするよう投票管理者に改めて周知徹底を図ってまいりたいと思います。

●うるしはら直子委員 ただいまご答弁にありましたとおり、今月の27日に行われると言われている衆議院選挙の投票ですが、さすがにこうした変更はすぐには間に合わないこと承知しております。ですが、こういった事例のような方がいることも従事者の方に、また、市民対応される方に事前に周知をしておくことで、適切な対応、また、よりスムーズなコミュニケーションが図れるのではないかと思います。

今後につきましては、まず、来年度に執行される予定の参議院選挙の際には、今回の衆議院選挙での活用状況も踏まえて、コミュニケーションボードがこれまで以上に使いやすいものになっているよう、今から求めさせていただきます。

次に、衆議院選挙の小選挙区の改定に係る周知について1点伺います。

2022年に衆議院議員の小選挙区の区割りが見直されまして、私の地元であります白石区では、そ

れまで区内全域が北海道3区であったところ、その一部が北海道5区となりました。

この区割りの見直しについては、決定直後に選挙管理委員会から地域に周知されたことは承知しておりますが、それ以降、衆議院選挙が行われていないということもあり、最近になりまして地域の方から、自分がどちらの選挙区なのかよく分からないのだといった声も聞かれます。

そのような中、このたび行われる予定の衆議院選挙は、新たな区割りによる初の選挙となります。また、選挙区がよく分からないということで投票を棄権したりする方もいるかもしれませんし、地域の方が自分の小選挙区を誤って大切な一票が無効になるといったことはあってはならないと考えます。

そこで、質問ですが、白石区における小選挙区の見直しについて、これまでどのように周知を図ってきたのかを改めて確認させていただくとともに、今回の衆議院選挙に向けてどのように周知していくのか、伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 衆議院選挙の小選挙区の改定に係る周知についてでございます。

2022年の公職選挙法の改正によりまして、白石区北東白石連合町内会の区域、有権者数にして約1万6,000人の方の選挙区がこれまでの北海道第3区から第5区に変更となりました。

この選挙区の変更に併せて、有権者の利便性向上を図るため、新たに第5区となった区域内に投票所を増設いたしました。

これらにつきましては、昨年度中に対象地域の全ての世帯に新旧の選挙区を図示したチラシのポスティングを行ったほか、広報さっぽろですとか公式ホームページを活用した周知を行ったところでございます。

委員がご指摘のとおり、前回の周知から約1年経過していることから、衆議院議員総選挙の執行に併せまして、変更となりました世帯に対して改めてチラシを配付するほか、投票所案内はがきに

選挙区や投票所の変更を表示するとともに、該当する選挙区の選挙広報への掲載など、地域の方が混乱しないように万全を尽くしてまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 ご答弁でありました北東白石の地域、連合町内会の区域が3区から5区になったことで、その区域内に投票所を増設するとか、ポスティングなども昨年やられて、これからも取り組んでいくということでした。

要望を含めて少しお話しさせていただきますが、今、北東白石の連合町内会ということがお話しされましたけれども、今日、この委員会には私のほかにも白石の議員の皆さんがいますが、住んでいる方たちが自分はどの連合町内会にいるかということを分かっている方は本当に少ないと思うのです。私たち議員の中でも、今回の区割리の中では条丁目が結構細かく区切られていますから、隣り合わせの家が違う区域になったという方の声も結構聞いています。

そうした中で、大変不安に思われてる方もいますし、ある方においては、今までずっと行っていた近くの学校がどうやら3区の投票所のままで、今まで行っていたので、そのまま行く人もいるのではないかという不安の声も聞こえています。

今ご答弁にあったように、いろいろな対策を取っていただくということで、また、今回は急な解散総選挙ということで極めて限られた中で活動をされていると思いますけれども、今おっしゃいましたように、はがきの中で投票所が変わったことがより分かる工夫ですとか、町内会もできれば単町単位でチラシなどを配ってこのことをしっかりと周知していただくことをまずお願いしたいと思います。

また、これまで我が会派でも提案してきたことなのですが、今回は本当に間に合わないかもしれませんが、投票所案内はがきへの地図表示です。これはレイアウトやスペースの問題でそれを記載するのがなかなか難しいということも承知はしておりますが、今後を考えたときに、今、Q

Rコードを使われている市民の方も大変多いので、そういうものを使って情報を得ることができる方法ですとか、ホームページについて投票所の情報がよりスムーズに分かるようなレイアウトもしっかりと工夫をしていただきたいと思います。

選挙管理委員会の方におかれましては、タイトなスケジュールと膨大な準備で大変忙殺な日々かと思えますけれども、ぜひ今後に向けても、有権者への丁寧な対応と投票しやすい環境づくりに取り組んでいただくことを求めまして、私の質問を終わります。

●吉岡弘子委員 私は、若者の投票率の引き上げについて質問させていただきます。

2016年より投票権が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、若者の投票率向上に期待の声が上がりました。しかし、本市の昨年の統一地方選挙では、全ての年代で、知事、道議、市長、市議選とも過去最低の投票率でした。特に、20代前半が一番低く、20代後半、18歳、19歳と続きます。

千葉大学の研究室が行った学生アンケートによりますと、選挙期間中に家族と投票日や候補者について話す機会がある学生は、話す機会がない学生より投票に行く割合が高いという結果があります。選挙は、一人一人の声を政治に反映するものであり、若者の選挙への関心や行動に結びつくよう主権者教育がとりわけ重要と考えます。

そこで、質問ですが、選挙管理委員会が行う小・中学校、高校の主権者教育の内容と実施状況をお聞きいたします。

●深井選挙管理委員会事務局長 小・中学生、高校生を対象とした主権者教育の内容と実施状況についてお答えします。

選挙管理委員会では、小・中学生、高校生を対象に、模擬投票などを行う出前講座を行っておりまして、昨年度は、小学校102校、中学校3校、高等学校及び高等支援学校3校で実施をいたしました。

また、中学3年生には、選挙において副読本を

毎年度作成しておりまして、授業における活用を図っているところでございます。

さらには、教育現場のニーズに応じまして、選挙管理委員会のホームページに「選挙について知りたい!」というページを作成し、主権者教育の参考となる動画や資料などを掲載しているところでございます。

そのほか、選挙の機会を捉えまして、小学6年生と高校3年生向けに選挙制度の概要を記載したリーフレットを作成いたしまして、各学校を通じて配付してきたところでございまして、近くの実行が予定されております衆議院議員総選挙におきましても実施する予定でございます。

●吉岡弘子委員 小学校では102校、そして、中学校、高校では1桁という出前講座の状況にあるということでした。中学校、高校では、政治への関心を高め、投票行動へと結びつくことを意識的に学んでもらう機会が少ないまま、大学等の高等教育に進学し、また就職する若者は少なくないと思います。一方、大学へ進学しても、住民票を転居先に異動する手続きを行わない学生も多くいると聞いています。

住民票を移していないと居住地で投票できないことを知らない、不在者投票の仕方を知らない学生が多く、投票に行かないまま大学生活の4年間を過ごすことになり、ますます政治や選挙から遠ざかってしまうことになりかねません。

北九州市では、大学生と協働して若者向けの親しみやすい選挙啓発動画をつくるなど工夫をされており、本市も独自に作成している選挙ブックを18歳になった方たちに送るなど啓発を行っているところですが、大学生向けのチラシなどを工夫し、大学構内や成人式等の機会を利用して広く行き渡るような取組ができないかと考えます。

そこで、質問ですが、大学等に協力を得て、投票の呼びかけとともに期日前投票、不在者投票の仕方などを周知する必要があると思いますが、そのようなお考えはないか、お伺いいたします。

●深井選挙管理委員会事務局長 大学生に対す

る周知についてお答えいたします。

選挙管理委員会では、大学生を含む若者の投票行動を促す取組の一つといたしまして、選挙の大切さですとか不在者投票の方法などを分かりやすく解説した漫画を作成をしております、これを公式ホームページに掲載しているところでございます。

また、大学生が活動主体となっております団体が主催する選挙に関するイベントがございますので、選挙管理委員会もそのイベントに加わりまして、選挙制度に関する講義を行うなどの協力をしたところでございます。

今後も、大学生を含む若年層への効果的な選挙啓発の方法を研究して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

●吉岡弘子委員 今後、自治体としても、若者が投票しやすい環境的、制度的な対策をとることも必要ではないでしょうか。大学などとも連携して検討を始めていただきたいと申し上げて、質問を終わります。

●村松叶啓委員長 以上で、第4項 選挙費の質疑を終了いたします。

次に、第5項 人事委員会費及び第6項 監査委員費の質疑を行います、いずれも通告がありませんので、質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月11日金曜日、午後1時から、消防局及び環境局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後3時37分